

# 受託評価業務規程

令和5年8月



日本消防検定協会



## 受託評価業務規程

	平成25年	2月25日	制定
[沿革]	平成25年	9月26日	一部改正(あ)
	平成26年	3月17日	一部改正(い)
	平成26年	8月1日	一部改正(う)
	平成28年	4月11日	一部改正(え)
	平成28年	9月29日	一部改正(お)
	平成29年	4月25日	一部改正(か)
	令和元年	8月19日	一部改正(き)
	令和3年	3月24日	一部改正(く)
	令和5年	8月23日	一部改正(け)

## 目次

第1章	総則（第1条～第4条）	1
第2章	評価の方法等	
第1節	総合評価及び総合変更評価（第5条～第11条）	4
第2節	型式評価及び型式変更評価（第12条～第18条）	6
第3節	型式適合評価（第19条～第32条）	11
第4節	確認評価（第33条～第34条）	17
第5節	受検場所、検査設備等の変更及び軽微変更（第35条～第37条）	18
第3章	雑則（第38条～第51条）	19
第4章	不正行為等に対する措置（第51条の2～第55条）	23
附則		27



## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第21条の36第1項第6号の規定に基づき、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が行う、依頼に応じ消防の用に供する機械器具等（以下「消防用機械器具等」という。）に関する評価を受託する業務（以下「受託評価業務」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (受託評価業務の区分及び対象消防用機械器具等)

第2条 協会は、次の各号に掲げる受託評価業務について当該業務に対応する消防用機械器具等がこれらに係る技術上の基準に適合していることの評価を行うものとする。

#### (1) 品質評価業務

法第17条第1項の政令で定める基準、法第21条の2第2項の規定に基づく省令で定める技術上の基準の一部、法第21条の16の3第1項の規定に基づく省令で定める技術上の基準、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第29条の4の規定に基づく技術上の基準、石油コンビナート等災害防止法等に基づく大型化学消防車の化学消火装置等の特殊消火装置に係る技術上の基準、消防庁長官等の定める基準又は協会の定める基準（以下「技術基準」という。）への適合についての評価を行う業務をいい、次のように区分する。（い）

ア 消防用機械器具等に係る技術上の基準に基づき評価を行うもの（令第41条に規定する自主表示対象機械器具等に限る。）

(ア) 動力消防ポンプ（可搬消防ポンプ・消防ポンプ自動車、大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車及び大容量泡放水砲用可搬消防ポンプをいう。）動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）、消防用車両の安全基準の周知徹底について（平成19年消防消第80号）及び圧縮空気泡消火装置の技術基準（平成23年7月1日 jfeii-2011-01-00）（い）

(イ) 消防用ホース 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号）（い）

(ロ) 消防用吸管 消防用吸管的技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第25号）（い）

(ハ) 消防用結合金具 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）（い）

(ニ) エアゾール式簡易消火具（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を受ける容器を用いるものを除く。）エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第26号）（い）

(ホ) 漏電火災警報器 漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第24号）（い）

イ ア以外の消防用機械器具等に係る技術上の基準に基づき評価を行うもの

- (ア) 自動火災報知設備又は漏電火災警報器の音響装置 受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）及び漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第24号）（イ）
- (イ) 自動火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の予備電源 予備電源の基準（予備電源の基準について（昭和54年消防予第135号））
- (ロ) 消火器加圧用ガス容器 消火器加圧用ガス容器の技術基準（昭和61年4月23日制定。消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び加圧用ガス容器の容器弁の取扱いについて（昭和60年消防予第125号））（イ）
- (ハ) 蓄圧式消火器の指示圧力計 蓄圧式消火器用指示圧力計の技術基準（昭和61年4月23日制定。消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び加圧用ガス容器の容器弁の取扱いについて（昭和60年消防予第125号））（イ）
- (ニ) 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁の技術基準（昭和61年4月23日制定。消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び加圧用ガス容器の容器弁の取扱いについて（昭和60年消防予第125号））（イ）
- (ホ) ホースレイヤー ホースレイヤー安全基準（電動式）及びホースレイヤー安全基準（エンジン式）（ホースレイヤーの機能及び構造等に係る安全基準について（平成2年消防消第177号））（イ）
- (ヘ) 住宅用スプリンクラー設備 住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン（住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて（平成3年消防予第53号））（イ）
- (ト) 消防用積載はしご 消防用積載はしごの構造及び機能等に係る安全基準（消防用積載はしごの構造及び機能等に係る安全基準について（平成4年消防消第77号））（イ）
- (チ) 消防用接続器具 結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準（結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について（平成5年消防消第98号及び消防予第197号））（イ）
- (ツ) 外部試験器及び外部試験器に係る校正 外部試験器の基準（自動火災報知設備の遠隔試験機能に係る外部試験器の取扱いについて（平成8年消防予第105号））（イ）
- (テ) 特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額（平成16年総務省告示第281号）、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年消防消第49号）、消防用車両の安全基準の周知徹底について（平成19年消防消第80号）、消防用車両の安全基準の周知徹底について（平成20年消防消第89号）及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）（イ）
- (セ) 消火設備用消火薬剤 パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の

基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号）第8及びパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）（い）

(ス) 住宅用防災報知設備の補助警報装置 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）（い）

(セ) 放火監視機器 放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン（放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドラインの策定について（平成17年消防予第72号））（い）

(ソ) 可搬消防ポンプ積載車 消防用車両の安全基準の周知徹底について（平成19年消防消第80号）（い）

(タ) オーバーホールを行った特殊消火装置（い）

(チ) 光警報装置 光警報装置の設置に係るガイドライン（光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について（平成28年消防予第264号））（お）

(ツ) 屋外警報装置 屋外警報装置等の技術基準ガイドライン（屋外警報装置等の設置・維持の指導要領及び屋外警報装置に係る技術ガイドラインについて（通知）（平成31年消防予第161号））（き）

ウ 前ア及びイ以外の消防用機械器具等であって、技術上の基準がなく、協会が自主的に定めた基準に基づき評価を行うもの（い）

(ア) 住宅用防災警報器の補助警報装置及び中継装置 住宅用防災警報器の補助警報装置及び中継装置の技術基準（平成26年3月17日 jfeii-2014-01-00）（い）

## (2) 認定評価業務

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第31条の4第1項に基づき技術基準等への適合について評価を行う業務をいい、次のように区分する。（い）

(ア) 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン 非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）

(イ) 非常警報設備の放送設備 非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）

(ロ) 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第6号）

(ハ) 自動火災報知設備の地区音響装置 地区音響装置の基準（平成9年消防庁告示第9号）

(ニ) 総合操作盤 総合操作盤の基準を定める件（平成16年消防庁告示第7号）

(ホ) パッケージ型自動消火設備 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）

(ヘ) 屋内消火栓設備の屋内消火栓等 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年消防庁告示第2号）（あ）

(コ) 特定駐車場用泡消火設備 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成26年総務省令第23号）及び特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成26年消防

庁告示第5号) (い)

(3) 特定機器評価業務

技術基準があらかじめ定められていない特定初期拡大抑制機器（火災の拡大を初期に抑制する性能を有する機器をいう。）、特定警報避難機器（火災時に安全に避難することを支援する性能を有する機器をいう。）、特定消防活動機器（消防隊による活動を支援する性能を有する機器をいう。）及びこれら以外の消防用機器並びにこれらの機器で構成される設備（以下「特定消防機器等」という。）について、技術基準に適合するものと同等の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）を有することに係る評価、又は特定消防機器等の性能等が消防用機械器具等として適当であることに係る評価を行う業務をいう。(い)

(評価の区分)

第3条 評価は、次の各号に掲げるように区分する。

- (1) 総合評価 特殊な消防用設備等を設置する場合の有効性、特定消防機器等が消防用設備等と同等であるか否か、特定消防機器等が消防用機械器具等として適当であるか否か等について総合的に評価することをいう。(い)
- (2) 総合変更評価 前号の評価又は当該評価に係る第5条により策定された技術上の基準の一部を変更するために評価することをいう。
- (3) 型式評価 消防用機械器具等の型式に係る形状等について、当該消防用機械器具等に係る技術基準に適合しているか試験により評価することをいう。(い)
- (4) 型式変更評価 型式評価に係る型式と重要でない部分が異なる型式に係る形状等について、当該消防用機械器具等に係る技術基準に適合しているか試験により評価することをいう。(い)
- (5) 型式適合評価 消防用機械器具等の形状等が、型式評価又は型式変更評価を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等に適合しているかどうかを評価することをいう。
- (6) 確認評価 オーバーホール等整備を行った特殊消火装置の形状等が当該特殊消火装置に係る技術基準に適合しているかどうか、外部試験器の形状等が外部試験器校正基準により校正されているかどうか、屋内消火栓設備の屋内消火栓等における消防用ホースと結合金具の装着部が屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準に適合しているかどうか又は第3号から第5号までに該当しない消防用機械器具等の形状等が当該消防用機械器具等に係る技術基準に適合するかどうかを確認する評価をいう。  
(あ)(い)

(評価細則)

第4条 協会は、受託評価を公正かつ効率的に実施するため、消防用機械器具等の品目ごとに技術基準の運用方針、前条の評価方法等の必要な事項（以下「評価細則」という。）について定めることができる。(い)

第2章 評価の方法等



## 第1節 総合評価及び総合変更評価

### (評価委員会)

- 第5条 協会は、第3条第1号に規定する特殊な消防用設備等又は特定消防機器等に係る総合評価を行うため、評価委員会（以下「委員会」という。）を置くことができるものとする。（イ）
- 2 委員会は、評価を行うとともに、評価の実効性を確保するために必要な技術上の基準を策定できるものとする。（イ）
- 3 委員会は、総合評価を行った場合及び前項の技術上の基準を策定した場合にあっては、協会に報告するものとする。
- 4 委員会の構成、運営等に関する必要な事項は、別に定める。

### (総合評価の依頼手続き)

- 第6条 総合評価を受けようとする者（以下「総合評価依頼者」という。）は、総合評価依頼書（別記様式第1号）正副各1部及び評価細則で定める書類に第38条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票（2以上の依頼に係る手数料を一度に振り込む場合にあっては、別記様式第29号に定める手数料内訳書に貼付すること。以下同じ。）を添えて、協会虎ノ門事務所に提出するものとする。ただし、第2条(1)の協会の定める自主基準を策定する場合にあってはこの限りでない。（イ）

### (評価結果の通知)

- 第7条 協会は、第5条第3項の報告に基づく評価結果を総合評価依頼者に通知するものとする。

### (総合評価の取り消し)

- 第8条 協会は、総合評価について、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定に基づき通知した評価結果を取り消すことができるものとする。
- (1) 不正な手段により当該総合評価を受けたとき
- (2) 第5条第2項に基づき技術基準を策定された特殊な消防用設備等又は特定消防機器等に係る型式適合評価又は確認評価を受検せずに第30条第1項に規定する合格の表示、合格の表示と紛らわしい表示又は型式適合評価に合格している旨の表示を付していると認められた場合（イ）
- 2 協会は、前項の規定に基づき総合評価を取り消すときは、当該総合評価依頼者にその理由を付してこれを通知するものとする。

### (評価に伴う技術上の基準等の見直し)

- 第9条 協会は、類似の特殊な消防用設備等又は特定消防機器等に係る技術上の基準の公的な見直し等により第7条の規定に基づき通知した技術上の基準等についても変更の必要があると認めるときは、当該技術上の基準等を見直すことができるものとする。（イ）

- 2 協会は、前項の規定による見直しを行う場合、委員会に当該技術上の基準等の検討を依頼するものとする。
- 3 協会は、当該技術上の基準等を変更しようとするとき及び前項の検討を行ったときの結果を総合評価依頼者に通知するものとする。

(契約)

第10条 総合評価依頼者は、評価を受けた特殊な消防用設備等又は特定消防機器等が型式評価により型式を取得した後、型式適合評価又は確認評価に適合した場合に、第30条第1項に規定する合格の表示を行うことができる。(イ)

- 2 総合評価依頼者は、前項に掲げる型式評価を受けようとするときは、型式評価及び型式適合評価又は確認評価（以下「型式評価等」という。）の実施に関する契約書（別記様式第2号）により協会と契約を締結するものとする。ただし、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備に係る型式評価にあつては、第12条の規定によるものとする。(イ)

(総合変更評価)

第11条 総合変更評価は、第5条から第10条までに準じて行うものとする。この場合における依頼は、総合変更評価依頼書（別記様式第3号）により行うものとする。

第2節 型式評価及び型式変更評価 (イ)

(型式評価の依頼) (イ)

第12条 型式評価を依頼しようとする者（以下「型式評価依頼者」という。）は、型式評価依頼書（別記様式第4号）正副各1部、附表第1で定める数の試料及び第5項に掲げる書類（以下「試料等」という。）に第38条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添えて、協会（本所型式評価主管課をいう。ただし、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備にあつては、虎ノ門事務所。以下この条及び第14条において同じ。）に提出するものとする。(イ)(ク)

- 2 前項の試料等の提出は、原則として、持参するものとする。ただし、あらかじめ、協会が持参することが困難であり、試料等に係る説明の必要がないと認める場合は、郵送等により提出することができる。

- 3 型式評価依頼書の種別及び型式欄には、附表第2に掲げる種別及び型式の区分の例により記載するものとする。(イ)

- 4 型式評価依頼書には、担当者の氏名、所属部署及び連絡先の電話番号が記載されたものを添付するものとする。(イ)

- 5 書類は、次表に掲げるところによるほか、次の各号によるものとする。(ク)

(1) 書類は、正副ごとに産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）P0138のA4の大きさのファイルに一括して編冊すること。(ク)

(2) 第15条第2項により型式番号又は試験番号（以下「型式番号等」という。）を付

与された型式で、第17条に規定する失効又は取消しを適用されていない型式（以下「既評価型式」という。）を有する者に、既評価型式による製品と同一の製品の製造を委託することを前提として型式評価の依頼をしようとする型式（以下「委託型式」という。）に係る型式評価依頼書の書類は、次表に掲げる書類（契約書を除く。）を別記様式第5号に替えることができること。（イ）（ク）

区分	部数	備考
明細書	正副各1部	評価細則で定めるもの
設計図	正副各1部	依頼に係るものの構造、部品の名称、寸法、材料等を明らかにし、JIS Z 8310（製図総則）により製図されたもの
工場設備概要調書	正副各1部	別記様式第6号のもの
品質管理方法書	正副各1部	製品の品質管理方法が記載されたもの
製造工程概要調書	正副各1部	別記様式第7号のもの（材料、部品等の受入から完成品の出荷に至るまでの工程のうち、依頼に係るものの主要構成部分等の受入、製造、加工、組立等の工程で、製造者自らが重要なものであると判断している工程の概要を明らかにしたもの。品質管理方法書に記載されている場合にあつては、要しない。）
社内検査体制等概要調書	正副各1部	別記様式第8号のもの（依頼に係るものと形状等が同等である旨の検証等として、最終的な判断に至るまでの工程等で行う検査項目、検査方法、判断基準等の概要を明らかにしたもの。品質管理方法書に記載されている場合にあつては、要しない。）
苦情処理・事故報告管理方法書	正副各1部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の項目に関する責任会社、責任部署及び責任者が記載されたもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用者からの苦情及び事故情報の窓口</li> <li>(2) 苦情及び事故情報の初期評価、調査、対策の策定及び対策の実施</li> <li>(3) 製造に係る不具合又は事故が発生した場合の製造、型式適合評価及び販売の中止並びに回収</li> <li>(4) 客先への報告及び記録の保管</li> <li>(5) 協会との窓口</li> </ol> </li> <li>2 1に記載した責任部署間の情報伝達に関する処理フローが記載されたもの</li> <li>3 その他苦情処理・事故報告に必要な事項が記載されたもの</li> <li>4 本方法書に型式適合評価依頼者と異なる会社が記載されている場合にあつては、当該会社が本方法書を承認していることを証明する書類又はこれに類する契約書、覚書等の写しが添付されたもの</li> <li>5 設計又は製造した者に限り解析できる情報</li> </ol>

		を当該設計又は製造した者に伝達する処理フローが記載されたもの 6 品質管理方法書に記載されている場合にあつては、要しない
社内試験成績表	正本 1 部	評価細則で定めるもの
誓約書	正本 1 部	消防法令その他の法令及び協会の規程等を遵守すること並びに社会の要請に基づく対応を実施することを誓って署名押印がされた別記様式第 9 号に準じたもの
契約書(委託型式の場合に限る。)	写 1 部	当該依頼者と当該製造者の間の受検業務委託の関係を明らかにした別記様式第 10 号に準じたもの
その他評価細則で定める書類		

6 委託型式又は協会が認めた型式に係る試料等の一部については、提出しないことができる。

(型式評価の実施) (い)

第 13 条 協会は、型式評価依頼書を受理した場合、協会又は協会が指定する場所において次により型式評価を行う。(い)

(1) 前条第 1 項の提出された試料等について、ISO/IEC 17025 に適合する試験品質システム又はこれと同等の試験品質システムに基づき、評価細則で定める方法により試験を行う。

(2) 提出された品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書等(以下「品質管理方法書等」という。)及び評価細則で定める検査設備の内容について、書面審査を行う。

2 協会は、第 12 条第 1 項に規定する書類について必要に応じて確認することができる。

(く)

3 協会は、第 1 項の試験の実施中に不良事項が見出された場合又は当該試験の実施に著しい支障を及ぼす事項が生じた場合、試験を中止する。ただし、その不良事項が他の試験の続行に支障がなく、第 12 条第 1 項に規定する書類の不備その他比較的軽度であると認める場合にあつては、この限りでない。(く)

4 協会は、前項により試験を中止した場合、その理由を付して当該型式評価を取り止める旨を型式評価依頼者に直ちに通知する。(い)(く)

5 協会は、提出された書類(既評価型式を有する場合における当該型式と提出した型式との相違を明らかにした書類)及び試料等により試験する製品若しくは部品が、既評価型式又は試験中の型式の製品若しくは部品と同一のものであると認める場合、第 1 項の試験項目の一部について、当該型式に係る試験項目のデータを活用することができる。

(く)

6 協会は、型式評価の試験中に、当該型式評価依頼者が当該型式に係る依頼の取り下げ等をした場合、当該試験を取り止めるものとする。(い)(く)

7 協会は、第 1 項の試験及び書面審査の結果が良好の場合においては、次条第 4 項の品質管理方法等及び検査設備に係る調査並びに消防ポンプ自動車にあつては、完成品の試

験（以下「初回調査」という。）を行う旨を型式評価依頼者に通知する。（い）（く）

- 8 協会は、提出された試料等により次条の初回調査を行うことができると認める場合にあっては、前項の通知を行わないことができる。（く）

（初回調査）

第14条 前条第7項の通知を受けた者は、当該通知がされた日から6月（やむを得ない理由のため、初回調査期限延期届（別記様式第11号）正副各1部をあらかじめ協会に提出して、その承認を得た場合にあっては、1年）以内に、希望する日時を希望する日の15日前までに協会に届け出るものとする。（く）

- 2 協会は、前項の届出を参酌して、初回調査を実施する日時を指定して連絡するものとする。

- 3 指定された日時の変更を希望する者は、協会が指定した日の7日前までに、その旨を協会に届け出るものとする。

- 4 初回調査は、前条第1項の書面内容と次に掲げる事項が実際の内容と同一であることを受検場所（型式適合評価又は確認評価を行う場所であり、協会が承認した場所をいう。以下同じ。）においての調査するほか、消防ポンプ自動車にあっては、評価細則で定める完成品の試験を行う。（い）

（1）品質管理方法、製造工程及び社内検査体制等の概要、苦情処理・事故報告管理方法等（以下「品質管理方法等」という。）（い）

（2）評価細則で定める検査設備（い）

- 5 協会は、第1項に規定する期限を経過した場合、初回調査取止めを型式評価依頼者に通知するものとする。（い）

- 6 協会は、提出された試料等が既承認型式と同等であると認める場合、第4項各号に掲げる項目の一部について、当該型式に係る項目のデータを活用することができる。

（型式評価通知）

第15条 協会は、前条の初回調査の結果に基づき、次に掲げる事項について審査する。

（1）当該依頼に係る消防用機械器具等の型式に係る形状等が消防用機械器具等に係る技術上の基準に適合していること。

（2）品質管理方法等が提出書類どおりに行われていること。

- 2 協会は、前項の審査の結果、前項各号に適合していると認める場合、附表第3に規定する型式番号等、第19条の型式適合評価の方式及び第16条第1項の有効期限を型式評価依頼者に通知する。（い）

- 3 前項の型式を付与された型式に附置する構成部品（当該依頼に係る消防用機械器具等を構成する部品、附属装置等をいう。以下同じ。）のうち協会が指定するものにあつては、前項の通知に併せて型式番号等を付与することができるものとする。

- 4 協会は、第1項の審査の結果が同項各号に適合しないと認める場合、その旨に理由を付して型式評価依頼者に通知する。（い）

（型式の有効期限）

第16条 型式（第15条第3項により型式番号等を付与された構成部品を含む。以下同じ。）は、当該型式の付与を受けた日（次項に規定する更新を受けた日を含む。）から5年の期間（以下「有効期限」という。）に限り有効とするものとする。ただし、第2条第2号(ウ)の放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備のうち、評価細則で定める二号評価を受けた型式及び第3条第6号に掲げる確認評価の対象品目にあつてはこの限りでない。（あ）

2 型式を取得した者（以下「型式取得者」という。）は、当該型式の有効期限を更新することができるものとする。

3 更新の依頼は、有効期限満了の日の1年前の日から行うことができるものとする。

4 第2項の更新を受けようとする型式取得者は、更新依頼書（別記様式第12号）正副各1部及び変更一覧表（別記様式第13号）に第38条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添えて、協会（本所型式主管課をいう。以下、第19条において同じ。）に提出するものとする。（い）

5 構成部品の更新は、原則として、当該構成部品に係る型式と併せて行うものとし、構成部品単独では行わないものとする。

6 前条の規定は、型式の有効期限の更新を行う場合について準用する。

（型式の失効及び取り消し）

第17条 前条第1項の有効期限（同条第2項の規定により更新された有効期限を含む。）を経過した型式は、型式の効力を失うものとする。

2 協会は、型式取得者に係る型式が次の各号のいずれかに該当する場合、当該型式を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により型式評価、型式変更評価、更新又は軽微変更（既評価型式の形状等について機能に影響を与えない部分（型式評価等に該当するものを除く。）の変更であつて、かつ、当該型式と同一と見なせる形状等の変更をいう。以下同じ。）を受けた場合（い）

(2) 第28条第1項及び第2項に規定する品質管理方法等の実態調査及び製品検査又は第40条第5項に規定する立入調査において、当該製品に著しい欠陥があると認める場合又は第28条第3項で定める改善の措置を講じない場合（い）

(3) 型式適合評価を受検せずに第30条第1項に規定する合格の表示若しくは合格の表示と紛らわしい表示又は型式適合評価に合格している旨の表示を付していると認められた場合

(4) 第8条第1項の規定により総合評価等が取り消された場合

(5) 消防用機械器具等に係る技術上の基準が改正され、型式が改正後の技術上の基準に適合しなくなった場合

(6) 型式について、型式取得者から型式評価取消届（別記様式第14号）が提出され、協会がこれを受理した場合

(7) 正当な理由がなく、型式に係る型式適合評価の依頼を、第15条第2項の通知を受けた日から2年以内にしない場合又は引き続き2年以上しない場合

(8) 第52条から第54条までに規定する型式適合評価時の不正行為等が、故意に行わ

- れ当該型式適合評価に係る型式を取り消すのに十分な理由があると認められた場合
- 3 協会は、第1項の規定により失効した場合、その旨を当該型式取得者に通知する。
  - 4 協会は、第2項の規定により型式を取り消す場合、その理由を付してこれを当該型式取得者に通知する。
  - 5 協会は、第3項又は前項の通知を行った場合、その旨を公表するとともに、当該通知した型式についての型式適合評価を行わないものとする。この場合において、協会は、第30条第1項ただし書の規定に基づき貼付等している合格証票類等のはぎ取り又は明瞭な消印を、また、型式取得者は、第48条の規定に基づき梱包箱等に印刷した型式適合評価に合格している旨の表示及び当該印刷のために作製した原版等の廃棄、消印等を行わなければならない。

(型式変更評価) (イ)

- 第18条 型式変更評価は、第12条から第17条までの規定に準じて行うものとする。この場合における依頼は、型式変更評価依頼書(別記様式第15号)により行うものとする。(イ)

第3節 型式適合評価

(型式適合評価の方法) (ク)

- 第19条 型式適合評価の方式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。
- (1) 立会型式適合評価 協会が、あらかじめ認める第12条第1項に規定する書類により製造、検査等が行われた製品について受検場所において型式適合評価に係る検査を実施して、合否の判定を行う型式適合評価の方法をいう。(イ)(ク)
  - (2) 工場審査型式適合評価 協会があらかじめ認める第12条第1項に規定する書類により製造、検査等が行われた製品について受検場所において型式適合評価を依頼しようとする者(以下「型式適合評価依頼者」という。)が、型式適合評価に係る検査を実施して合否の判定を行い、協会に報告して、当該報告を協会が確認する型式適合評価の方法をいう。(ク)
- 2 前項に定める型式適合評価の方式の適用については、評価細則で定めるものとする。(ク)

(型式適合評価の計画)

- 第20条 型式適合評価依頼者は、毎月25日までに、翌月分の型式適合評価受検日希望表(別記様式第16号。以下「受検日希望表」という。)を協会(本所型式適合評価主管課をいう。以下この条、第35条において同じ。)に提出するものとする。ただし、事前に1年間又は半年間の受検日希望表が提出されている場合にあっては、この限りでない。
- 2 協会は、受検日希望表を参酌して月ごとに型式適合評価計画を作成して、型式適合評価を行う。

- 3 型式適合評価依頼者は、依頼に係る数量について、おそくとも型式適合評価の受検希望日（依頼に係る数量に満たない数量で受検して生じた依頼残数については、当該依頼の最初の受検日とする。）から3月以内に受検するものとする。
- 4 型式適合評価依頼者は、やむを得ない事情のため前項の規定による受検ができない場合、当該依頼について第42条の規定による取り下げの届出を行うものとする。
- 5 協会は、第2項の型式適合評価計画が、型式適合評価依頼者から提出された受検日希望表と異なる場合、速やかに、協会が定めた受検日を型式適合評価依頼者に通知する。
- 6 型式適合評価依頼者は、やむを得ない理由のため、受検日、種別、型式又は受検数量の著しい変更を希望する場合、受検日の7日前までに、この旨を協会に連絡するものとする。

#### （型式適合評価の依頼）

第21条 型式適合評価依頼者は、型式適合評価依頼書（別記様式第17号）正副各1通（当該依頼者が副本の返却を求めない場合にあつては、正1通。）に第38条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添えて、協会（立会型式適合評価の受検場所が本州のうち、京都府、滋賀県及び三重県（警報設備の場合にあつては、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県）以西の地域（以下「大阪支所管内」という。）にある者は、原則として大阪支所。以下第31条、第36条、第40条、第42条、第44条、第45条及び第47条において同じ。）に型式適合評価受検日の5日前までに提出するものとする。ただし、電磁的方法により型式適合評価の依頼（以下「電子申請」という。）を行う場合にあつては、別に指定する方法による。（い）

- 2 型式適合評価依頼書は、次によるものとする。
  - (1) 種別欄には、依頼型式の種別又は型式を記載すること。
  - (2) 型式適合評価依頼書は、型式番号等ごとに作成すること。ただし、第27条第1項第1号アのただし書により一括して1ロットとすることができる型式で、種別及び手数料単価が同一である場合にあつては、種別ごとに作成することができること。
  - (3) 型式適合評価依頼書を前号のただし書により作成する場合にあつては、当該依頼書の型式番号を備考欄に記載するか又は別紙とすることができること。
  - (4) 立会型式適合評価について、1回の受検に依頼する数量は、原則として種別ごとに附表第4に掲げる数量以上とし、かつ、確実に受検できる数量とすること。
  - (5) 受検場所欄には、工場設備概要調書に記載した受検場所又は第35条第7項の規定により承認する旨の通知を受けた受検場所を記載すること。
  - (6) 型式適合評価受検業務を委託した場合における型式適合評価依頼者は、当該委託者（第44条第1項の規定による代理人を含む。）とすること。
- 3 型式取得者は、取得した型式の製品を製造する場合、型式適合評価の依頼を行い、型式適合評価を受けるものとする。

#### （依頼者の整備事項）

第22条 型式適合評価依頼者は、評価細則で定める検査設備と同等以上の性能となるように維持整備するものとする。



- 2 型式適合評価依頼者は、第37条第2項及び第43条第1項の規定により返却された書類を編冊し、整備するものとする。
- 3 型式適合評価依頼者は、適正、かつ、能率よく受検するために受検場所の整備に努めるものとする。

(依頼者の受検準備)

第23条 型式適合評価依頼者は、原則として、受検日前までに実施した社内検査体制等概要調書に基づく受検品の社内検査等の結果を記載した書類及び型式適合評価依頼整理表・受検成績履歴表（別記様式第18号（電子申請を行う場合にあっては、協会が別に定めた様式）。以下「履歴表」という。）に必要事項を記入し、受検日当日に用意するものとする。（い）

- 2 受検場所における受検品は、型式適合評価合格品、未受検品、第4項の予備品及びその他の製品と明確に識別し、整然と配列するものとする。
- 3 受検品には、抜き取りが円滑に行えるように整理番号等を表示するものとする。ただし、箱等に梱包された状態の受検品にあっては、当該箱等に表示をすることができる。
- 4 型式適合評価依頼者は、検査によって破壊される試料の数と不合格判定数未満の数を合計した数を上限とする数の製品（依頼に係る数量の製品と同一の原材料、部品、製造工程、検査工程及び時期により製造されたもの。以下「予備品」という。）を、依頼に係る数量の製品とは別に準備し、受検品に加えて受検することができるものとする。（い）

(立会型式適合評価における受検時の確認)

第24条 協会は、次の各号により立会型式適合評価における受検時の確認を行うものとする。

- (1) 受検品に係る型式及び数量が依頼されたものであるかを確認すること。
- (2) 履歴表の記載が適正かどうかを確認すること。
- (3) 受検品の全ての型式ごと、少なくとも一個について外観及び表示を目視により受検品が受検型式に係るものであるかを確認すること。（く）
- (4) 検査設備について、使用可能な状態に維持されていることを確認すること。
- (5) 前条第1項に規定する書類について、社内検査体制等概要調書に基づき作成されていることを確認すること。（く）

(立会型式適合評価における検査方法)

第25条 立会型式適合評価における検査は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 全数検査 依頼されたすべての受検品を検査試料とする方法
- (2) 抜取検査 種別、型式、検査項目及び数量に応じて、JIS Z 9015-1に準拠した方法により検査試料を抜き取る方法

(全数検査による立会型式適合評価の検査手順、判定等)

第26条 全数検査における立会型式適合評価の検査項目、検査手順その他必要な事項に

については、評価細則で定めるところによること。

2 協会職員は、検査が終了した時、立会型式適合評価の合否の判定を、原則として、当該立会型式適合評価を実施した場所において、次の各号により行うものとする。

(1) 合否の判定は、次により行うこと。

ア 欠点がないものは「合格」とする。

イ 欠点が見出されたものは「不合格」とする。

(2) 欠点は、次のものをいう。

欠点 人体に障害を及ぼすおそれのあるもの、消防用機械器具等の基本的機能を果たさないもの、消防用機械器具等の機能に重大な支障を生じるおそれのあるもの又は主要機器の構造が型式承認を受けたものと異なるもの

(3) 各検査項目における欠点区分に応じた欠点の内容は、評価細則で定めるところによること。

3 立会型式適合評価を依頼しようとする者（以下「立会型式適合評価依頼者」という。）は、立会型式適合評価で不合格となった受検品について、次の各号により処置するものとする。

(1) 不合格となった原因を調査すること。

(2) 不合格となった原因、不良事項に対する改良処置、不合格となった受検品の処置方法及び再発防止対策について記載した不合格改善方法書（別記様式第19号）を当該受検品の次回受検前までに協会に提出すること。

4 協会は、前項により提出された不合格改善方法書を審査して、その結果を当該立会型式適合評価依頼者に通知する。

（抜取検査による立会型式適合評価）

第27条 立会型式適合評価における抜取検査は、次の各号に掲げる手順により行うものとする。

(1) ロットは、受検場所ごとに次により構成されていること。

ア 1ロットは、1型式の製品で構成されていること。ただし、同一又は類似の製品であって、同一の製造工程及び検査工程によるものとして協会が支障ない型式と認めた製品については、2以上の型式の製品を一括して1ロットとすることができる。

イ 原則として、同一の時期に製造された製品ごとに構成されていること。

ウ 同一ロットとして一括することができる型式については、評価細則で定めるところによること。

エ ロットの取り扱いは、立会型式適合評価依頼者の希望によらないものであること。

(2) 検査のきびしさは、次によること。

ア 原則として、高水準品質Ⅱ検査、高水準品質Ⅰ検査、標準品質検査、品質水準強化Ⅰ検査及び品質水準強化Ⅱ検査の5段階とし、その指定及び切替え手順は評価細則で定めるところによること。

イ 標準品質水準の適用を標準とすること。ただし、協会が立会型式適合評価依頼者の社内検査体制等（製造工程、検査工程等における社内検査を含む。）により検査

のきびしさを標準品質検査で実施することが適切でないとする場合には、品質水準強化Ⅰ検査又は品質水準強化Ⅱ検査を適用することができる。

(3) 試料は、ロットごとに受検品の型式番号等、数量等の確認を行った後、評価細則に定める抜取表に掲げるロットの大きさごとの通常検査及び少数検査に必要な数を J I S Z 9 0 3 1 による乱数表又はその他の協会が認めた方法を用いて抽出すること。

(4) 抽出した試料の管理は、原則として、次によること。

ア 一連番号を付すこと。

イ 通常検査及び少数検査の対象となった旨の印その他識別できる記号を付すこと。

ウ 抽出した試料には、必要に応じて、容易に触れることができない封印等を行うことができること。

エ 抽出した試料は、指示された場所に明確に配置すること。

(5) ロットの取り扱い、検査項目、検査手順その他立会型式適合評価に必要な事項については、評価細則で定めるところによること。

2 第15条第3項に規定する型式番号等を付与された構成部品は、単独で抜取検査による型式適合評価を受検することができるものとする。この場合における型式適合評価の方式は、構成部品を附置する消防用機械器具等の型式適合評価の方式に合わせるものとする。

3 協会は、検査が終了した時、立会型式適合評価の合否の判定を、原則として、当該立会型式適合評価を実施した場所において、次の各号により行う。

(1) ロットの判定は、評価細則で定めるところによること。

(2) 欠点の区分は、その欠点の重要度に応じて次のように分類すること。

ア 致命欠点 人体に障害を及ぼすおそれのあるもの又は消防用機械器具等の基本的機能を果たさないもの

イ 第1欠点 致命欠点に該当しないもので消防用機械器具等の機能に重大な支障を生じるおそれのあるもの (イ)

ウ 第2欠点 致命欠点及び第1欠点に該当しないもので消防用機械器具等の機能に支障を生じるおそれのあるもの、消防用機械器具等の構造が型式承認を受けたものと異なるもの（機能に支障を生じるおそれのないものに限る。）又は使用に際し消防用機械器具等の機能に支障を生じるおそれのある表示に誤りのあるもの (イ)

エ 第3欠点 致命欠点、第1欠点又は第2欠点に該当しない軽微な支障のあるもの

(3) 各検査項目における欠点区分に応じた欠点の内容及び合格品質限界（以下「AQL」という。）の指定は、評価細則で定めるところによること。

4 抜取検査による立会型式適合評価で合格したロットの処置は、次の各号により行うものとする。

(1) 欠点が見出された試料又はロット中の製品については、予備品と取り替えるか又は調整若しくは修理して良品とすること。

(2) 前号において予備品がない場合又は修理若しくは調整が不能である場合は、当該試料等に係る製品を不合格とすること。

(3) 欠点が見出された場合（機能に影響を及ぼす欠点であり、同一の内容の欠点が継続的に見出された場合等で協会が指定するものに限る。）、型式適合評価依頼者は、当

該欠点に関しての再発防止対策について記載した不適合改善方法書（別記様式第20号）を当該ロットの次回受検前までに協会に提出すること。（い）

- 5 立会型式適合評価依頼者は、抜取検査による立会型式適合評価で不合格となったロットについて、次の各号により処置するものとする。
  - (1) 不合格となった原因を調査すること。
  - (2) 不合格となった原因、不良事項に対する改良処置、不合格となったロットの処置方法及び再発防止対策について記載した不合格改善方法書（別記様式第21号）を当該ロットの次回受検前までに協会に提出すること。
- 6 協会は、提出された不適合改善方法書又は不合格改善方法書を審査して、その結果を当該立会型式適合評価依頼者に通知する。

#### （実態調査及び製品検査）

- 第28条 協会は、品質管理方法等について初回調査時に認めた書面内容及びその後に変更を認めた内容、前回調査以降に発生した苦情処理・事故報告の内容及び評価細則で定める検査設備の性能に係る調査（以下「実態調査」という。）を原則として1年以内ごとに1回以上受検場所において行うものとする。
- 2 工場審査型式適合評価にあつては、前項に加えて品質管理方法等の実施状況及び型式適合評価の対象となる製品に係る検査（以下「製品検査」という。）を原則として1年以内ごとに1回以上受検場所において行うものとする。
  - 3 協会は、前2項の実態調査及び製品検査で不備があると認める場合、型式適合評価依頼者に対して評価細則で定める改善措置を講ずるよう求めるものとする。

#### （型式適合評価の保留）

- 第29条 協会は、検査設備が不良等のため当該立会型式適合評価日中に立会型式適合評価が完了しないと認める場合又は第23条第1項の社内検査等の結果を記載した書類が用意されない場合若しくは当該書類を確認の結果、内容に不備等があると認められる場合、抜取検査による当該ロット又は全数検査における当該受検品の立会型式適合評価を保留する。（か）
- 2 立会型式適合評価依頼者は、前項の検査設備の不良等を改善した場合、文書により協会に報告するものとする。
  - 3 協会は、前項に規定する検査設備の改善、その他再発防止対策の措置の実施状況を確認するために必要があると認める場合、型式適合評価依頼者に連絡の上、受検場所における確認を行うことができる。
  - 4 第1項の保留したロット又は全数検査における受検品の立会型式適合評価は、第2項の報告に係る確認を受けた後に、新たなロット又は新たな受検品として行うものとする。この場合において、抜取検査によるロットの検査のきびしさは、保留前の検査のきびしさと同様にするものとする。

#### （合格の表示）

- 第30条 協会は、型式適合評価において、合格と判断された製品（細則で指定した構成

部品を含む。)について、附表第5に掲げる方法により附表第6に定める合格の表示を行うものとする。ただし、次条第1項の規定により協会が認めた場合にあっては、受検前に合格証票類を製品に貼付等しておくことができる。(イ)

- 2 合格証票類の貼付等は、直接、製品本体に行うものとする。ただし、協会が、あらかじめ、製品に貼付等された銘板等が容易に剥がれないもの、剥がれても再使用ができないもの又はその他支障のないものと認めた場合、合格証票類の銘板等への貼付等することができる。
- 3 協会は、第1項ただし書の規定に係る製品が型式適合評価において不合格と判断された場合、原則として、当該不合格品に付した合格証票類をはぎ取り又は明瞭に消印するものとする。
- 4 製品には、第1項に規定する場合を除くほか、当該型式に係る製品に同項の表示又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならないものとする。

#### (合格証票類の取り扱いの特例)

第31条 協会は、型式適合評価依頼者が、別に定める合格証票類取扱特例規程に適合していると認めた場合、合格証票類の取り扱いの特例を認めることができる。

- 2 協会は、前項の規定により合格証票類の取り扱いの特例を認めた型式適合評価依頼者に対して、その管理状況について、随時検査することができる。
- 3 協会は、合格証票類の取り扱いの特例を認めた型式適合評価依頼者の合格証票類に係る管理状況が適正でないと認める場合又は型式適合評価依頼が適正に行われない場合(長期の依頼残を常に生じる場合等)、合格証票類の取り扱いの特例を取り消すことができる。
- 4 型式適合評価依頼者は、合格証票類の取り扱いの特例に係る管理を行うために必要な事項を変更する場合、速やかに協会に届け出るものとする。
- 5 型式適合評価依頼者は、合格証票類に係る不具合、支障等が見出された場合、直ちに協会に届け出るものとし、協会の指示に従うものとする。

#### (型式適合評価結果の確認)

第32条 協会職員及び型式適合評価依頼者(型式適合評価依頼者により型式適合評価立会責任者に委任された場合は、その者を含む。)は、型式適合評価終了後、履歴表に記載された事項について、相互確認の上、署名又は押印を行うものとする。

- 2 型式適合評価依頼者は、前項の履歴表の写を編冊して受検場所に当該履歴表が必要と認められるまでの間保存し、かつ、適正な管理を行うものとする。
- 3 型式適合評価依頼者は、協会の型式適合評価連絡簿を受検場所に保管するものとする。

### 第4節 確認評価

#### (確認評価の契約)

第33条 確認評価を依頼しようとする者は、第2条第1号及び第2号に定める消防用機械器具等の種類に応じ、確認評価の実施に関する契約書(別記様式第22号)により契

約を締結するものとする。(あ)

(準用)

第34条 第19条から第32条(第21条第2項を除く。)までの規定は、確認評価(消防用ホースと結合金具の装着部の確認評価の履歴表にあっては、細則に定めるものとする。)について準用する。この場合において「型式適合評価」とあるのは「確認評価」と、「第38条に規定する手数料」とあるのは「第33条により締結された契約書に記載される手数料」と読み替えるものとする。(あ)

#### 第5節 受検場所、検査設備等の変更及び軽微変更

(受検場所、検査設備等の変更)

第35条 型式適合評価依頼者(確認評価依頼者を含む。以下この条において同じ。)は、工場設備概要調書に記載した受検場所、従前に型式適合評価を受けた場所又は確認評価を受けた場所を移転、増設若しくは廃止しようとする場合、受検場所変更届(別記様式第23号)正副各1部に次の各号に掲げる書類各1部を添えて、協会に提出するものとする。ただし、変更内容が工場設備概要調書(その3)(別記様式第6号)の受検場詳細図に記載された検査設備等のレイアウト変更等であって、協会が型式適合評価の実施に支障がないものと認めるものについては、変更後に提出することができる。(あ)(か)

(1) 移転又は増設の場合にあっては、品質管理方法書等、工場設備概要調書、受検できる検査項目表及び未処理状況明細書(合格証票類の数、未処理件数及び個数を明らかにしたものを用いる。以下同じ。)

(2) 廃止の場合にあっては、未処理状況明細書

2 型式適合評価依頼者は、初回調査の際確認を受けた検査設備のうち評価細則で定めるものを改造、取替え又は増設しようとする場合、検査設備変更届(別記様式第24号)正副各1部に改造、取替え又は増設した検査設備に係る検査結果を添えて、協会に提出するものとする。

3 型式適合評価依頼者は、初回調査の際確認を受けた品質管理方法等を変更しようとする場合、該当する品質管理方法変更届(別記様式第25号)、製造工程・社内検査体制等変更届(別記様式第26号)又は苦情処理・事故報告管理方法変更届(別記様式第27号)正副各1部に変更した品質管理方法等に係る文書を添えて、協会に提出するものとする。ただし、品質管理方法又は苦情処理・事故報告管理方法を変更する場合には、型式適合評価の実施又は苦情処理・事故報告の管理に直接影響のある変更に限る。

4 型式適合評価依頼者は、提出した工場設備概要調書その3に記載している事項を変更した場合、遅滞なく、変更後の工場設備概要調書正副各1部を協会に提出するものとする。

5 委託型式に係る第1項から前項までにより提出された届は、受託される型式に係る当該変更届の際に委託型式の型式番号を記載することにより、届出を行ったものとみなすことができる。

6 第2項から前項までの規定は、当該各項の規定により承認を受けた検査設備を改造等

する場合又は品質管理方法等を変更する場合について準用する。

- 7 協会は、提出された変更届について調査又は確認を行い、その結果を通知する。この場合において、協会は、調査等に必要な資料の提出を要求することができる。
- 8 型式適合評価依頼者は、第1項から第4項までの変更に伴い受検場所における調査が必要であると協会が認める場合、第38条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添付するものとする。

#### (軽微変更)

- 第36条 型式について、軽微変更をしようとする者は、軽微変更届（別記様式第28号）及び当該変更に係る設計図等1部並びに必要なに応じて見本を、当該変更日前までに協会に提出するものとする。この場合において、委託型式に係る軽微変更については、受託型式に係る軽微変更届に委託型式番号を記載することにより行うことができる。
- 2 軽微変更のうち、評価細則で定める事項に該当する変更にあつては、前項の規定にかかわらず、当該変更する製品に係る受検日以前までに受検場所において提出することができる。
  - 3 型式適合評価依頼者は、軽微変更に伴い、品質管理方法書等及び工場設備概要調書の記載事項の変更を要する場合、当該軽微変更を行う前に第35条に規定する変更届を協会に提出するものとする。

#### (軽微変更の審査)

- 第37条 協会は、提出された軽微変更届について、審査するものとする。この場合において、前条第2項の規定により提出された軽微変更届が、軽微変更の範囲に該当することの判断が困難なときは、当該変更届を持ち帰り審査を行うことができる。
- 2 協会は、審査の結果、提出された軽微変更届に係る変更事項が、軽微変更の範囲の事項に該当すると判断する場合にあつては軽微変更届の協会審査結果欄に承認した旨を、軽微変更の範囲以外の事項に該当する場合又は消防用機械器具等に係る技術上の基準に適合しないこととなると判断する場合にあつては軽微変更届の協会審査結果欄に承認しない旨を付記して返却する。(イ)

### 第3章 雑則

#### (評価等手数料の納付等)

- 第38条 総合評価、総合変更評価、型式評価、型式変更評価、更新、型式適合評価、確認評価又は受検場所等の変更（以下「評価等」という。）の依頼をしようとする者（以下「評価等依頼者」という。）は、日本消防検定協会業務方法書第19条第3項及び第20条の規定に基づき第6条、第11条、第12条第1項、第16条第4項、第18条、第21条第1項又は第35条第8項の規定に係る手数料若しくは第33条により締結された契約書に記載される手数料（日本円に限る。以下「評価等手数料」という。）を原則として指定の振込用紙（別記様式第30号）により振り込むものとする。ただし、指定の振込用紙以外の振込用紙で銀行振込を行う場合にあつては、振込人、振込銀行、振

込支店、振込日、協会の被振込銀行、被振込支店及び振込金額が明記された用紙を指定の振込票に換えることができる。(イ) (か)

- 2 消防用機械器具等の依頼内容により前項に規定する評価等手数料により試験ができないと協会が認める場合は、協会が定める手数料によることとし、予め契約を締結するものとする。
- 3 評価等依頼者は、第50条の規定により協会が受検場所等の特例を認めた場合、第1項に規定する評価等手数料のほか、必要となる旅費、出入国税、ビザの取得に要する費用その他必要な経費等に係る額を負担するものとする。
- 4 既に納付された評価等手数料は、試験等に着手していない場合を除き、原則として、返還しない。

(疑義の照会)

第39条 評価等依頼者は、受託評価に係る依頼手続、試験結果、軽微変更その他について生じた問題、疑問等について、協会に説明を求め、又は文書により照会することができる。(ク)

- 2 評価等依頼者は、第13条第4項に規定する通知に不服がある場合、協会の試験等苦情処理委員会に文書で申し立てすることができる。(ク)
- 3 協会は、第1項の照会等に対して誠実に対処する。

(事故発生報告) (イ)

第40条 型式取得者は、消防用機械器具等について第2項に定める不具合（以下この条において単に「不具合」という。）若しくは第3項に定める事故（以下この条において単に「事故」という。）が発生した場合又はそれらの情報を入手した場合、当該消防用機械器具等の種別、型式、型式番号等、数量及び不具合又は事故の内容を直ちに協会に報告するとともに、事故等報告書（別記様式第31号）を協会に提出するものとする。ただし、委託型式において、不具合又は事故が発生した場合等にあつては、委託型式の受託されている者が当該種別等の内容を協会に報告することができる。(イ)

- 2 不具合とは、次に掲げるものをいう。(イ)
  - (1) 製品の使用に伴い生じたもののうち、次のいずれかに該当する製品の設計、製造等に起因するものであって、経年劣化、設置、保守、環境若しくは偶発故障の要因によって生じたものでないことが明らかなもの
    - ア 製品の基本的機能を果たさないもの
    - イ 製品の機能に支障を生じたもの又は使用に際し製品の機能に支障を生じる表示があるもの
  - (2) 製品の構造が型式承認されたものと異なるもの
  - (3) 第1号に規定する不具合のおそれのあるもの
- 3 事故とは、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第2条第5項に規定する製品事故と同程度のもので、製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであって、製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（製品の欠陥によって生じた事故、製品の欠陥によって生じたか不明な事故、事故



原因が製品に起因する可能性が少しでも存在している事故又は事故原因に不明な点がある事故)をいう。(イ)

(1) 使用者、利用者等の生命又は身体に対する危害が発生した事故

(2) 製品が滅失し、又はき損した事故であって、使用者、利用者等の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

4 第1項の報告を行った者は、不具合又は事故に係る調査を行いその結果を文書により協会に提出するものとする。(イ)

5 協会は、第1項の報告(消防機関、消費者等から提供される製品に係る不具合又は事故の情報を含む。)の内容を確認する必要がある場合、当該製品に係る型式取得者に連絡の上、その製品の受検場所に立ち入って調査を行うことができる。(イ)(ク)

6 協会は、前項の調査の結果、第53条第6項又は第54条第6項の措置を求めた場合、当該型式取得者に連絡の上、協会のホームページ及び検定協会だよりに措置を求めた旨、措置の理由及び措置を行う消防用機械器具等に関する情報を掲載することにより、消防機関等に当該措置に係る情報の提供することができる。(イ)(ク)

7 協会は、前項の規定によるほか、第1項の報告又は第5項の情報等の内容が重大かつ緊急性を有すると認める場合、当該型式取得者に連絡の上、不具合又は事故の内容並びに該当する製品及び応急の措置を消防機関等に情報提供することができる。(イ)(ク)

(受託評価業務の抜打確認)

第41条 協会は、受託評価業務の実施状況を確認する事項を定め、これに基づいて型式適合評価等の抜打確認を定期的又は必要に応じ、実施するものとする。

(型式評価依頼等の取り下げ) (イ)

第42条 評価等依頼者は、評価等(受検場所等の変更を除く。以下この条及び第44条において同じ。)の依頼を取り下げ又は振り替えようとする場合、当該依頼の取下届(別記様式第32号又は別記様式第33号)正副各1部を協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の届出が提出された場合、調査を行い、評価等に着手していない取下届にあつては手数料を還付する旨、既に評価等に着手している取下届にあつては手数料を還付しない旨、振り替えができる取下届にあつてはその旨の通知を行う。

3 第31条第1項の規定により合格証票類の取り扱いの特例を受ける型式適合評価依頼に係る第1項の取り下げについては、取り下げに相当する数量の合格証票類を取下届に添えるものとする。

4 第1項の振り替えは、振り替えに係る依頼手数料が同額で、かつ、同種の依頼の場合、行うことができるものとする。この場合において、第31条第1項の規定により合格証票類の取り扱いの特例を受ける型式適合評価依頼に係る振り替えにあつては、振り替えに係る数量が同じものに限る。

(書類及び見本の返却)

第43条 協会は、評価等の依頼の際提出された書類のうち副本を当該型式に係る第15条第2項又は第4項に規定する通知を行った場合、評価等依頼者に返却する。

2 評価等依頼者は、協会から受託評価が終了した旨又は取下届を受理した旨の連絡を受けた場合、試料を速やかに引き取るものとする。

(依頼等の委任)

第44条 評価等依頼者は、評価等の依頼又はこの規程に定める届出を代理人に委任する場合、あらかじめ、委任(変更委任)状(別記様式第34号)1部を協会に提出するものとする。

2 評価等依頼者は、前項に定める委任(変更委任)状に記載している事項に変更を生じた場合、遅滞なく、変更後の委任状1部を協会に提出するものとする。

3 代理人が提出する依頼書又は届出書には、評価等依頼者及び依頼代理人のそれぞれの住所及び氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)を併記するものとする。なお、評価等依頼者が法人で法人内部の者を代理人とする場合、代理人の役職を記載すること。

(く)

(氏名等の変更の届出)

第45条 型式取得者、型式評価依頼者又は確認評価依頼者が氏名(法人にあっては、名称又は代表者の氏名)又は住所を変更した場合は、遅滞なく、氏名等変更届出書(別記様式第35号)1部に事実を証する書面を添えて協会に提出するものとする。ただし、規則第38条若しくは第44条の2第3項又は検定業務規程第28条に規定する届出を行った者を除く。(い)

(受託評価手数料の過誤納)

第46条 評価等依頼者は、過誤納した評価等手数料の還付を受けようとする場合、過誤納金還付届(別記様式第36号又は別記様式第37号)1部を協会に提出するものとする。

2 協会は、評価等依頼者の過誤納を確認した場合、この旨を当該評価等依頼者に連絡する。

3 前項の連絡を受けた評価等依頼者は、過誤納金還付届1部を協会に提出するものとする。

(型式適合評価受検業務又は確認評価業務の委託)

第47条 型式適合評価依頼者又は確認評価依頼者は、型式適合評価又は確認評価の受検準備から第32条第1項に係る署名押印までの業務(この条において「受検業務」という。)を委託しようとする場合、受検業務委託の関係を明らかにした契約書(別記様式第10号に準じたものとし、同様式中の第3条第2項及び第3項並びに第4条を除くこと。)写1部を協会に提出するものとする。

2 型式適合評価依頼者又は確認評価依頼者は、前項に定める契約書に記載している事項に変更を生じた場合、遅滞なく、変更後の契約書写1部を協会に提出するものとする。

(製品カタログの表示等)

第48条 型式取得者は、製品の梱包箱、カタログ、取扱説明書等に評価された旨の表示を行う場合にあっては、あらかじめ、受託評価の表記に関する届出（別記様式第38号）1部を協会に提出するものとする。（か）

（検査員）

第49条 第12条から第20条まで、第24条から第30条まで、第32条から第35条、第37条、第40条、第41条、第43条、第50条及び第51条の2から第55条までに規定する試験等の業務に従事する者は、別に定める資格を有する協会職員とする。（い）（く）

（受検場所等の特例）

第50条 協会は、災害その他やむを得ない事由があること、試料の運搬が困難であることその他特別の事情により、協会又は受検場所における評価等を行うことが困難と認める場合、評価等依頼者の希望する場所が次の各号に適合するときには、当該場所において評価等を行うことができる。

（1）検査設備等が設けられ第22条第1項の規定に準じた整備及び校正が行われている場合

（2）依頼する製品に対する品質管理、製造、開発等を行う権限を有する評価等依頼者（当該権限を第44条の規定に基づき委任された者を含む。）がいる場合

2 評価等依頼者が評価等を本邦以外の地域において実施することを希望する場合にあっては、国内での評価等と同等の試験又は検査を当該受検場所で行うために必要な事項についての契約書（別記様式第39号に準じたもの。）を協会と締結するものとする。（か）

3 協会が必要と認める場合には、型式評価依頼書の受理に先行して受検場所における第14条第4項に規定する初回調査を行うことができるものとする。この場合において、当該依頼者は、事前審査依頼書（別記様式第40号）を提出するとともに、必要な事項について契約書（別記様式第39号に準じたもの。）を協会と締結するものとする。

（い）（か）

（帳簿）

第51条 協会は、認定評価業務又は当該業務の更新の依頼に係る氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）、依頼を受け付けた年月日、消防用機械器具等の形状、構造、材質、成分及び性能の概要、試験を実施した年月日、試験を実施した者の氏名、評価結果及び評価結果を通知した年月日について記録し、認定評価を行った日から5年間保存するものとする。

第4章 不正行為等に対する措置（く）

（不正行為により型式評価を受けたときの措置）（く）

第51条の2 協会は、型式評価依頼者が不正の手段により型式評価（型式変更評価も含む。この条において同じ。）を受けたと認める場合、当該不正に係る型式評価を受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡の上、その事業所等に立ち入って調査を行うことができる。（ク）

2 協会は、前項の規定に基づき報告等を求めた場合、同項の不正に係る型式評価を受けた者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を文書で協会に提出するものとする。（ク）

(1) 不正に対する原因究明（ク）

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施（ク）

3 協会は、前項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の不正に係る型式評価を受けた者に連絡の上、その事業所に立ち入って調査を行うことができる。（ク）

（型式適合評価又は確認評価時における不正行為に対する措置）

第52条 協会は、型式取得者又は確認評価依頼者が不正の手段により型式適合評価又は確認評価を受検していると認めた場合、直ちに型式適合評価及び確認評価を中止するとともに、当該不正に係る製品を型式適合評価又は確認評価に不合格したのものとして処理するものとする。

2 前項の不合格として処理する対象は、同項の不正の手段により型式適合評価及び確認評価を受検した製品と同一のロットのもの全てとする。（ク）

3 協会は、第1項の不正の確認を行うために必要がある場合、当該不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡の上、その事業所等に立ち入って調査を行うことができる。（ク）

4 協会は、第1項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価を中止した場合、同項の不正に係る型式取得者及び確認評価依頼者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を文書で協会に提出するものとする。（ク）

(1) 不正に対する原因究明

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施

(3) 品質管理体制の確立

5 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第1項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対して行う全ての型式適合評価及び確認評価を停止することができる。（ク）

6 協会は、第4項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に連絡の上、その事業所に立ち入って調査を行うことができる。（ク）

7 協会は、第4項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第1項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対し、型式適合評価及び確認評価を再開する旨を通知する。

8 前項による通知後、第1項の不正に係る型式取得者に対し型式適合評価を実施する場合の検査のきびしさは、評価細則で定めるところとする。ただし、検査の方法及びきび

しきは、不正の手段により型式適合評価を受けた製品と同一のロットに限り適用し、その他のものについては、型式適合評価停止前の検査の方法及びきびしさを適用することができる。(〳)

(不正行為により型式適合評価に合格したときの措置)

第53条 協会は、型式取得者又は確認評価依頼者が不正の手段により型式適合評価又は確認評価に合格したと認める場合、当該不正に係る製品の型式適合評価及び確認評価の合格の決定を取り消すとともに、当該型式取得者又は確認評価依頼者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。

2 前項の型式適合評価の合格の決定の取消しの対象は、同項の不正の手段により型式適合評価又は確認評価を受検した製品と同一のロットで型式適合評価に合格したもの全てとする。(〳)

3 協会は、第1項により合格の決定を取り消した製品のうち、当該型式取得者又は確認評価依頼者が所有権を有しているものについて、当該者に合格の表示を除去させ、又はこれに消印を付させることができる。(〳)

4 協会は、第1項の不正の確認を行うために必要がある場合、同項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡の上、その事業所等に立ち入って調査を行うことができる。(〳)

5 協会は、第1項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価の合格の決定を取り消す場合、同項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者にその理由を付してこれを通知する。

6 協会は、第1項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価の合格の決定を取り消した場合、同項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対し、合格の決定を取り消した製品の回収、交換等必要な措置を求めることとし、当該者はこれに従うものとする。

7 協会は、第1項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価の合格の決定を取り消した場合、同項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を文書で協会に提出するものとする。

(1) 不正に対する原因究明

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施

(3) 品質管理体制の確立

8 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第1項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対して行う全ての型式適合評価及び確認評価を停止することができる。(〳)

9 協会は、第7項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に連絡の上、その事業所に立ち入って調査を行うことができる。(〳)

10 協会は、第7項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第1項の不正に係る型式取得者又は確認評価依頼者に対し、型式適合評価及び確認評価を再開する旨を通知する。

11 前項による通知後、第1項の不正に係る型式取得者に対し型式適合評価を実施する場合の検査のきびしさは、評価細則で定めるところとする。ただし、検査の方法及びきびしさは、不正の手段により型式適合評価を受けた製品と同一のロットに限り適用し、その他のものについては、型式適合評価停止前の検査の方法及びきびしさを適用することができる。(ク)

(不良品流出時の措置)

第54条 協会は、型式適合評価又は確認評価に合格した製品のうち、経年劣化又は偶発故障の要因によって生じたものでない不良品(以下この条において「不良品」という。)が市場に流出した場合又は流出するおそれがあると認める場合(以下「不良品流出等の場合」という。)、当該製品の型式適合評価及び確認評価の合格の決定を取り消すとともに、当該型式取得者又は確認評価依頼者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めることができる。(イ)(ク)

2 前項の型式適合評価又は確認評価の取消しの対象は、同項の不良品に係る製品の型式とする。(ク)

3 協会は、第1項により合格の決定を取り消した製品のうち、当該型式取得者又は確認評価依頼者が所有権を有しているものについて、当該者に合格の表示を除去させ、又はこれに消印を付させるものとする。

4 協会は、第1項の不良品の流出等に係る原因の確認をするために必要がある場合、同項の型式取得者又は確認評価依頼者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡の上、その事業所等に立ち入って調査を行うことができる。(イ)(ク)

5 協会は、第1項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価の合格を取り消す場合、同項の型式取得者又は確認評価依頼者にその理由を付してこれを通知する。(カ)

6 協会は、第1項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価の合格の決定を取り消した場合、同項の型式取得者又は確認評価依頼者に対し、合格の決定を取り消した製品の回収、交換等必要な措置を求めることができ、当該者はこれに従うものとする。(カ)(ク)

7 協会は、第1項の規定に基づき型式適合評価又は確認評価の合格を取り消した場合、同項の型式取得者又は確認評価依頼者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を文書で協会に提出するものとする。

(1) 不良品の流出等に係る原因究明 (イ)

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施

(3) 品質管理体制の確立

8 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第2項の型式に係る型式適合評価又は確認評価を停止するものとする。ただし、第1項の不良品が製品の機能に支障を生じないことが明らかなものその他協会が型式適合評価又は確認評価を停止する必要がないと認めた場合にあっては、この限りでない。(カ)

9 協会は、第7項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の型式取得者又は確認評価依頼者に連絡の上、その事業所に立ち入って調査を行うことができる。(ク)

10 協会は、第7項の対策が十分であると認めた場合、第1項の型式取得者又は確認評価

依頼者に対し、第8項の規定により停止している型式適合評価又は確認評価を再開する旨を通知する。(か)

11 前項による通知後、第1項の型式取得者又は確認評価依頼者に対し型式適合評価又は確認評価を実施する場合の検査のきびしさは評価細則で定めるところとする。(か)(く)

12 協会は、第7項の対策を求めた場合において、必要があると認めるときは、第1項の型式取得者又は確認評価依頼者に連絡の上、当該対策を求めた消防用機械器具等の種別・型式、理由その他必要な事項を協会のホームページ及び検定協会だよりに掲載することができる。(い)(か)(く)

13 協会は、不良品流出等の場合において、当該不良品の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、試験方法、検査設備その他の事項を見直し、必要な措置を行うものとする。(い)

(消防庁への報告)

第55条 協会は、第40条第1項、第51条の2第1項、第52条第1項、第53条第1項又は前条第1項の事実を確認した場合、速やかに消防庁に報告するものとする。(く)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(廃止する規程)

2 次の規程を廃止する。

- (1) 消防用吸管の受託試験業務規程(昭和61年12月1日制定)
- (2) 放水型ヘッド等スプリンクラー設備評価等規程(平成9年1月20日制定)
- (3) 放水型ヘッド等SP設備等手数料規程(平成9年2月3日制定)
- (4) 動力消防ポンプ受託試験業務規程(平成9年12月22日全部改正)
- (5) オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置の鑑定規程(平成10年3月19日制定)
- (6) 特定消防機器等性能鑑定規程(平成14年3月12日全部改正)
- (7) 特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置鑑定規程(平成15年4月25日制定)
- (8) 可搬消防ポンプ積載車受託試験業務規程(平成20年4月1日制定)
- (9) 鑑定業務規程(平成21年10月28日制定)
- (10) 認定業務規程(平成21年10月28日制定)
- (11) 外部試験器校正規程(平成8年5月24日制定)

(依頼中の放水型ヘッド等及び特定性能鑑定の評価に関する経過措置)

3 この規程の施行の際、現に依頼している前項第2号の規定に基づく評価又は前項第6号の規定に基づく性能評価若しくは性能評価変更のそれぞれについては、この規程により依頼された総合評価又は総合変更評価とみなす。

(依頼中の型式試験等に関する経過措置)

- 4 この規程の施行の際、現に第2項各号それぞれの規定に基づき依頼している型式試験又は型式変更試験については、この規程により依頼された型式評価試験又は型式変更評価試験とみなす。この場合において、現に試験を依頼している型式に係る品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び誓約書の提出については、この規程第12条第5項の規定の例により、平成26年3月31日までの間に提出するものとする。

(評価番号を付与された放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備に関する経過措置)

- 5 この規程の施行の際、第2項第2号の規定に基づく評価により評価番号を付与された放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備は、この規程による総合評価により評価されたものとみなす。

(性能評価を受けた特定消防機器等に関する経過措置)

- 6 この規程の施行の際、第2項第6号の規定に基づく性能評価又は性能評価変更により評価された評価結果は、この規程による総合評価により評価されたものとみなす。

(試験番号を付与された消防用吸管、動力消防ポンプ、可搬消防ポンプ積載車及び放水型ヘッド等に関する経過措置)

- 7 この規程の施行の際、第2項第1号、第4号及び第8号の規定に基づく受託型式試験により試験番号を付与された型式並びに同項第2号の規定に基づく確認試験により試験番号を付与された主要構成装置については、この規程による型式評価により取得した型式とみなす。この場合において、当該型式等に係る扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 現に受託個別試験又は試験番号付きの確認試験を依頼しているものは、この規程に基づき依頼された型式適合評価の依頼とみなす。
  - (2) 現に付与された試験番号は、この規程に基づき付与された型式評価に係る試験番号と読み替えること。
  - (3) 現に試験番号を付与された型式に係る品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び誓約書については、この規程第12条第5項の規定の例により、平成26年3月31日までの間に提出すること。
  - (4) この規程第16条に規定する当該型式に係る有効期限は、平成30年3月31日とし、それ以降はこの規程によること。ただし、前号の必要書類の提出がされない場合にあつては、この規定第17条第1項の有効期限を経過した型式とみなし、同項の規定による型式失効とみなす。
  - (5) 現に受託個別試験又は試験番号付き確認試験を行っている型式に係る社内検査体制等概要調書に基づく書類の提出については、この規程第23条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間においては、当該受検品に係る形状等を確認した旨の書類、社内検査結果の概要の書類等の提出をもって足りること。



- (6) 現に使用している合格証票は、この規程第30条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、なお従前の例によること。
- (7) 現に合格証票に係る前渡しを受けている者は、この規程第31条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例によること。
- (8) 現に受検場所等の変更に係る届出を提出しているものは、この規程に基づき提出された届出とみなす。

(型式番号を付与された特定性能鑑定品、鑑定品及び認定品に関する経過措置)

- 8 この規程の施行の際、第2項第6号、第9号及び第10号の規定に基づく型式試験により型式番号を付与された型式（ただし、蓄積付加装置を除く。）については、この規程による型式評価により取得した型式とみなす。この場合において、当該型式に係る扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 現に個別鑑定、個別性能鑑定又は個別認定を依頼しているものは、この規程に基づき依頼された型式適合評価の依頼とみなす。
  - (2) 現に付与された型式番号（エアゾール式簡易消火具、住宅用防災警報器・補助警報装置及び定温式住宅用火災警報器並びに易操作性1号消火栓、2号消火栓及び特定消防機器のうち閉鎖型泡消火設備を除く。）については、この規程第15条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、なお従前の例によること。この場合において、鑑定に係る型式番号「鑑○第○○～○○号」は品質評価に係る型式番号「品評○第○○～○○号」と、認定に係る型式番号「鑑認○第○○～○○号」は認定評価に係る型式番号「認評○第○○～○○号」と、特定消防機器等に係る型式番号「鑑特第○○○号」は特定機器評価に係る型式番号「特評第○○○号」と読み替えること。
  - (3) 現に、エアゾール式簡易消火具、住宅用防災警報器・補助警報装置及び定温式住宅用火災警報器に付与された型式番号（この規程の施行後に、従前の型式に対する型式変更を行うものに係る型式番号を含む。）については、この規程第15条の規定にかかわらず、平成26年3月31日（ただし、当該品目に係る法令等が改正される場合にあつては、その日）までの間、なお従前の例によること。
  - (4) 現に型式番号を付与された特定消防機器等の型式に係る品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び誓約書については、この規程第12条第5項の規定の例により、平成26年3月31日までの間に提出すること。
  - (5) 現に有効期限を有する型式にあつては、この規程第16条に規定する有効期限と見なし、その残存する期間を継続するものとし、当該型式をこの規程に基づき更新する場合にあつては、この規程第16条の有効期限に当該残存期間を加えた期間を有効期限とすること。ただし、前号の提出がなされない特定消防機器等の型式にあつては、この規定第17条第1項の有効期限を経過した型式と見なし、同項の規定による型式失効とみなす。
  - (6) 現に個別性能鑑定を行っている特定消防機器等の型式に係る社内検査体制等概要調書に基づく書類の提出については、この規程第23条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間においては、当該受検品に係る形状等を確認した旨の

書類、社内検査結果の概要の書類等の提出をもって足りること。

- (7) 現に使用している合格証票（校正証票を含む）は、この規程第30条第1項の規定にかかわらず、エアゾール式簡易消火具、住宅用防災警報器・補助警報装置及び定温式住宅用火災警報器にあつては(3)で規定する日、その他の品目にあつては平成26年3月31日までの間、なお従前の例によること。
- (8) 現に特定消防機器等の個別性能鑑定を行っている型式において、第2項第6号の規定第16条第4項の交付を受けている者は、この規程第31条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例によること。
- (9) 現に第2項第9号又は第10号の規定に基づき実施した実態調査は、この規程第28条に基づき実施した実態調査とみなすこと。
- (10) 現に受検場所等の変更に係る届出を提出しているものは、この規程に基づき提出された届出とみなす。

（特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置等に関する経過措置）

- 9 この規程の施行の際、第2項第7号及び第8号の規定に基づく型式試験により型式番号を付与された型式については、この規程による型式評価により取得した型式とみなす。この場合において、当該型式等に係る扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 現に個別鑑定を依頼しているものは、この規程に基づき依頼された型式適合評価の依頼とみなす。
  - (2) 現に付与された型式番号は、この規程に基づき付与された型式評価に係る型式番号と読み替えること。
  - (3) 現に型式番号を付与された型式に係る品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び誓約書については、この規程第12条第5項の規定の例により、平成26年3月31日までの間に提出すること。
  - (4) この規程第16条に規定する当該型式に係る有効期限は、平成30年3月31日とすること。ただし、前号の必要書類の提出がされない場合にあつては、この規定第17条第1項の有効期限を経過した型式とみなし、同項の規定による型式失効とみなす。
  - (5) 現に個別鑑定を行っている型式に係る社内検査体制等概要調書に基づく書類の提出については、この規程第23条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間においては、当該受検品に係る形状等を確認した旨の書類、社内検査結果の概要の書類等の提出をもって足りること。
  - (6) 現に受検場所等の変更に係る届出を提出しているものは、この規程に基づき提出された届出とみなす。

（オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置及び外部試験器の校正に関する経過措置）

- 10 この規程の施行の際、第2項第5号の規定に基づく鑑定及び外部試験器の校正については、この規程による確認評価とみなす。この場合において、当該確認評価に係る扱いについては、次のとおりとする。ただし、外部試験器にあつては、第1号及び第5号

とする。

- (1) 現に鑑定及び校正を依頼しているものは、この規程に基づき依頼された確認評価の依頼とみなす。
- (2) 現に鑑定を依頼しているものに係る品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び誓約書については、この規程第12条第5項の規定の例により、平成26年3月31日までの間に提出すること。
- (3) 現に鑑定を依頼しているものに係る社内検査体制等概要調書に基づく書類の提出については、この規程第23条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間においては、当該受検品に係る形状等を確認した旨の書類、社内検査結果の概要の書類等の提出をもって足りること。
- (4) 現に受検場所等の変更に係る届出を提出しているものは、この規程に基づき提出された届出とみなす。
- (5) 現に締結している鑑定及び校正に係る契約については、この規程第33条に基づき、平成26年3月31日までの間に確認評価に係る契約の再締結を行うこと。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

(型式番号を付与された噴霧ノズル、スムーズノズル及び管そうに係る経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に品質評価において型式番号が付与された噴霧ノズル、スムーズノズル及び管そうの既評価型式にあっては、次のとおりとする。
  - (1) 型式番号については、「品評接」とあるのは「認評ノ」と読み替えるものとする。  
ただし、平成26年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
  - (2) 「品評接」の型式番号を表示する場合における型式適合評価の合格表示にあっては、第30条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
  - (3) 有効期限を有する型式にあっては、その残存する期間を継続するものとする。

(型式番号を付与された易操作性1号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓に係る経過措置)

- 3 この規程の施行の際現に品質評価において型式番号が付与された易操作性1号消火栓、2号消火栓及び補助散水栓の型式適合評価にあっては、平成26年3月31日までの間、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 検定業務規程（平成21年3月16日全部改正）又は改正前の受託評価業務規程（以下「旧業務規程」という。）に基づき、型式適合検定又は型式適合評価を受検していた型式であって、かつ、「自主表示対象機械器具等への型式移行に関わる試験手数料の額について（通知）」（平成25年7月1日）が適用され、検定協会により平成25年3

月に改正された消防用ホース、消防用結合金具、漏電火災警報器又はエアゾール式簡易消火具に係る技術上の規格を定める省令に適合していることの確認を受けたものに係る型式適合評価の検査のきびしきは、それぞれ平成26年3月31日に適用されていた型式適合検定又は型式適合評価の検査のきびしきとする。

- 3 この規程施行の際、現に旧業務規程に基づき型式を付与された住宅用防災警報器及び住宅用火災警報器、住宅用防災警報器及び住宅用火災警報器の附属装置並びに補助警報装置は、平成26年3月31日までに旧業務規程別記様式第17号を用いて型式適合評価を依頼した場合に限り、この規程施行の日から平成27年3月31日までの間、旧業務規程による型式適合評価に係る規定（第21条第1項を除く。）を適用することができるものとする。この場合において型式適合評価に合格した旨の表示は、なお従前のおりとする。
- 4 前項の依頼における手数料の振込票の提出は、当該型式適合評価を行う5日前までとする。ただし、当該依頼に係る数量を分割して受検する場合にあっては、それぞれの受検5日前までに、それぞれの受検数量に応じた手数料に係る振込票を旧業務規程別記様式第17号に準じた当該型式適合評価の受検予定数量を記載した書類に添えて協会に提出するものとする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際、既に型式番号を付与されたパッケージ型自動消火設備に係る型式についてはこの規程により取得した型式とみなす。

#### 附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月25日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現にこの規程による改正前の受託評価業務規程第48条の規定により提出されている受託評価の表記に関する届出は、この規程による改正後の受託評価業務規程第48条に基づいて提出されたものとみなす。

#### 附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に型式評価又は型式変更評価を依頼しているのものについては、

なお従前の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附表第1（第12条関係）（あ）（い）（う）（え）（お）（き）

試料

種類		試料の種類		提出数（個）	
				型式評価	型式変更評価
動力消防ポンプ	可搬消防ポンプ	完成品（真空ポンプオイル循環式）		5台（6台）	
		部品	ポンプ	2台（2台中1台には、吸管ストレーナー、吸水ロストレーナー及び吸管を添えること。）	
			機関	1台	
			腐食試験の試験片又は部品	必要数	
	消防ポンプ自動車	完成品		1台	
		部品	ポンプ	2台（2台中1台は、放水配管を装備し、吸管ストレーナー、吸水ロストレーナー及び吸管を添えること。）	
			機関	2台	
			真空ポンプ（オイル循環式）	2台（3台） （駆動装置を装備すること。）	
			ポンプ駆動装置	1台	
			腐食試験の試験片又は部品	必要数	
消防用ホース		完成品		3本	
消防用吸管		呼称100以下のもの にあつては、製品として 最長（5m以上）のもの 及び消防用吸管的両端 に結合金具を取り付け た製品として最長のもの		各1本ずつ	
		呼称115以上のもの にあつては、3m以上の もの		2本	
		合成樹脂を用いた消防 用吸管にあつては、試験 用合成樹脂板（厚さ1mm 以上、大きさ20cm×20cm 以上のもの）		2枚	
消防用結合金具		完成品		3個	
エアゾール式簡易消火具		完成品		消火試験の依頼模型数が1のもの にあつては41、消火試験の依頼模 型数が1を超えるものにあつては 41に消火試験の依頼模型数が1 つ増すごとに6を加えた数	

		解体部品	1式
漏電火災警報器	変流器 受信機	完成品	10個
		完成品	5個(集合型にあつては5回線分の個数)
		電球	3個
		継電器	3個
		音響装置	3個
		スイッチ	3個
		指示電気計器	3個
		変圧器	3個
音響装置		完成品	3
		その他必要なもの	各3
予備電源		完成品	3
		その他必要なもの	各3
消火器加圧用ガス容器		完成品	15
		その他必要なもの	各3
蓄圧式消火器の指示圧力計		完成品(パッキンを含む)	23
		解体部品	1式
		その他必要なもの	各3
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁		完成品	10
		安全弁(パッキンを含む)	10
		その他必要なもの	各3
ホースレイヤー		完成品	1
		必要部品	1式
住宅用スプリンクラー設備		完成品(配管等は、最長長さのもの)	1
		構成部品(消耗するもの)	5セット
構成部品	圧力水槽	完成品	1
	貯水槽	完成品	1
	ポンプ	完成品	1

	自動弁	完成品	1
	作動装置	完成品	1
	圧力検知器	完成品	1
	開放型スプリンクラーヘッド	完成品	3
	配管、継手、バルブ等	完成品	2
	受信装置	完成品	1
	警報装置	完成品	3
	消火性能を有する薬剤	完成品	1 5
	消防用積載はしご	完成品	3
		塩水噴霧試験用試験片(完成品の1段に相当する部分)	各 3
	消防用接続器具	完成品	6
		金属材料試験試料	各 3
		ゴムパッキン	2 4 枚取れる大きさ
	外部試験器	完成品	1
	特殊消防ポンプ自動車及び特殊消防自動車に係る特殊消火装置	完成車	—
	消火設備用消火薬剤	完成品	3 (6 0 1 未満の場合は、6 0 1 に達する数)
放火監視機器	放火監視センサー	完成品	7
		電源変圧器	3
		音響装置	3
	放火監視受信装置	完成品	1
		電源変圧器	3
		音響装置	3
	補助装置	完成品	1
		電源変圧器	3
		音響装置	3
	可搬消防ポンプ積載車	完成車	—



光警報装置		完成品	3		
光警報制御装置		完成品	3		
屋外警報装置		完成品	3		
屋外警報装置に接続する中継装置		完成品	3		
補助警報装置及び中継装置	補助警報装置	完成品	3		
	中継装置	完成品	3		
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	単体型	起動装置	完成品	3
			表示灯	完成品	3
			音響装置	完成品	3
		組込型	操作部	完成品	1
			複合装置	完成品	3
			一体型	完成品	3
		部品		電源変圧器	3
				電球	3
				スイッチ	3
			指示電気計器	3	
			蓄電池	3	
	放送設備	増幅器及び操作部		完成品	1
		増設用増幅器		完成品	1
		遠隔操作器		完成品	1
		スピーカー		完成品	3
非常電話		完成品	3（操作装置にあっては、1）		
通話装置		完成品	3（操作装置にあっては、1）		
部品		電源変圧器	3		
		電球	3		
		スイッチ	3		
		指示電気計器	3		
		蓄電池	3		

放水型ヘッド等を用いる スプリンクラー設備の主要構成装置		—	—	
地区音響装置		完成品	3	
構成 部品	音声切替装置	完成品	3	
総合操作盤		完成品	1	
パッケージ型自動消火設備		完成品(標準仕様の放出 導管によるもの)	1	
		消火薬剤貯蔵容器等	I型にあつては、6回分(上限及び下限温度以外の任意の温度で作動性能に著しい影響があると容易に推定できる場合にあつては、2回分を追加する。) II型にあつては、7回分(上限及び下限温度以外の任意の温度で作動性能に著しい影響があると容易に推定できる場合にあつては、3回分を追加する。)	
		消火薬剤		
構成 部品	その他の感知部	完成品	I型にあつては、12(特殊なものにあつては、別に定める。) II型にあつては、別に定める。	
	中継装置	完成品	1	
	放出口	完成品	1(金属材料以外のものにあつては、3)	
	検知式放出口	完成品	1(金属材料以外のものにあつては、3)	
	放出導管	完成品	1(金属材料以外のものにあつては、3)	
	消火薬剤貯蔵容器等	完成品	3	
	選択弁等	完成品	1	
	非常電源	完成品	3	
	消火薬剤	完成品	15	
屋内消火栓設備の 屋内消火栓等	易操作性1号消火栓 ・2号消火栓 ・広範囲型2号消火栓 ・補助散水栓	壁面設置型	完成品	2
			収納箱等(改修用のものに限る。)	1(設けることができる収納箱等のうち最小のもの)
		天井設置型	完成品	2
			取付台	1
		収納箱等(改修用のものに限る。)	1(設けることができる収納箱等のうち最小のもの)	
	ノズル	完成品	6	

		金属材料試験試料	各 3	
		ゴムパッキン	2 4 枚取れる大きさ	
	消防用ホースと結合金具の装着部	完成品	3	
特定駐車場用泡消火設備	閉鎖型泡水溶液ヘッド	完成品	8 0	ガスケットに非金属を使用するもの等にあっては必要な数を加えた数とすることができる。
	開放型泡水溶液ヘッド	完成品	2 0	
	感知継手	完成品	8 0	
特定消防機器等		(別途締結した契約書による。)		

注 1 試料には、各個に依頼者の名称又はその略号を付すこと。

2 完成品以外のものは、部品として用いられている場合に限る。

附表第2（第12条関係）（あ）（い）（う）（え）（お）（き）

種別及び型式の区分の例

種別	型式の例示
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車 A-1 ○○○
	可搬消防ポンプ C-1 ○○○
消防用ホース	平、合成樹脂、使用圧2.0、呼称65（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）
	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称75（ダブル（内とうポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）（外とうポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織））
	平、合成樹脂（合成樹脂被覆）、使用圧1.3、呼称65（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント綾織、円織）
	濡れ、ゴム、使用圧1.3、呼称50（シングル、綿・ポリエステルフィラメント交織、円織）
	保形、合成樹脂、使用圧1.0、呼称25（シングル、ポリエステル・ポリエステルモノフィラメント綾織、円織）
	保形、合成樹脂、使用圧2.0、呼称30（ポリエステルフィラメント・ポリエステルモノフィラメントポリエステルマルチフィラメント綾織、円織）
	大容量泡放水砲用、合成樹脂、使用圧1.0、呼び径300（シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織）
消防用吸管	呼称75、ゴム、使用温度範囲（-25～40℃）
	呼称65、合成ゴム、使用温度範囲（-25～40℃）
	呼称25、合成樹脂、使用温度範囲（-5～40℃）
消防用結合金具	使用圧2.0、差込式受け口、呼称65
	使用圧2.0、ねじ式差し口、呼称65
	使用圧0.9、ねじ式受け口、呼称65（吸管用）
	使用圧0.7、ねじり式、呼び径300（大容量泡放水砲用）
	使用圧0.7、ねじり式、呼び径150（大容量泡放水砲用吸管用）
エアゾール式簡易消火具	粉末（ABC） N <sub>2</sub> 450g（鉄製）
	強化液 N <sub>2</sub> 400g（ステンレス製）
	機械泡 N <sub>2</sub> 450g（鉄製）
	水（浸潤剤等入り） N <sub>2</sub> 450g（鉄製）
	* 消火剤等の名称、消火剤の量、（容器の材質）

漏電火災警報器変流器（屋外型（屋内型））	警戒電路○V、○A、○Hz、○相、設計出力電圧○mV／○mA
漏電火災警報器受信機	交流○V、○Hz、公称作動電流値○A、作動入力電圧○mV、集合型
音響装置	DC 24V、15mA、公称音圧85dB
	8Ω、2W、公称音圧92dB
予備電源	受信機用（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池） 3Ah／5HR
	中継器用（小形制御弁式鉛蓄電池） 3Ah／20HR
消火器加圧用ガス容器	CO <sub>2</sub> A 9.4
	CO <sub>2</sub> B 17
	CO <sub>2</sub> C 30
	N <sub>2</sub> B 10
	N <sub>2</sub> C 20
	CO <sub>2</sub> +N <sub>2</sub> D 60
	CO <sub>2</sub> 450
	* 充てんするガスの種類、容器のねじの記号、充てんガス質量を示す。100cm <sup>3</sup> を超える容器は、ねじの記号は付さない。 CO <sub>2</sub> ：二酸化炭素、N <sub>2</sub> ：窒素、A：ねじのないもの、B：U1/2 20 山右、C：U5/8 18 山右、D：U3/4 16 山右
蓄圧式消火器の指示圧力計	○mm、スパイラルブルドン管式（PB）（○～○MPa） * 目盛板の大きさ、受圧部の形状及び材質、使用圧力範囲
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	CO <sub>2</sub> （TP 24.5）R
	N <sub>2</sub> （TP 24.5）RF
	* 充てんするガスの種類、耐圧試験圧力値、安全弁の形式 CO <sub>2</sub> ：二酸化炭素、N <sub>2</sub> ：窒素、TP：耐圧試験圧力、R：封板式安全弁、F：溶栓式安全弁、RF：封板溶栓式安全弁
ホースレイヤー	電動式
	エンジン式
住宅用スプリンクラー設備	閉鎖型、湿式（水道直結）
	開放型、乾式（ポンプ、水槽）
	開放型、乾式（N <sub>2</sub> 加圧、圧力水槽）

構成部品	圧力水槽	〇〇l、〇〇MPa（鉄製） * 全容量、耐圧試験圧力、主要部の材質
	貯水槽	〇〇l（鉄製） * 全容量、主要部の材質
	ポンプ	B8314型（〇〇W、〇〇l/min） * JISの規格番号、電動機の定格出力、揚水量
	自動弁	TP〇〇MPa（呼称 1B） * 耐圧試験圧力
	作動装置	
	圧力検知器	
	開放型スプリンクラーヘッド	
	配管、継手、バルブ等	配管（TP〇〇MPa） 継手（TP〇〇MPa） バルブ（TP〇〇MPa） * TP：耐圧試験圧力
	受信装置	交流〇〇V、〇〇mA、〇〇回線 * 定格電圧、定格電流、回線数
	警報装置	DC〇〇V、〇〇mA * 定格電圧、定格電流
消火性能を有する薬剤	水（浸潤剤等入り）	
消防用積載はしご	単一式（3.5m、鉄製） 伸縮式2連（8.7m、アルミニウム製） 伸縮式3連（7.3m、チタン製） 折りたたみ式（4.0m、鉄製）	
消防用接続器具	媒介金具（受け口・差込式・呼称50） 媒介金具（差し口・ねじ式・呼称40） スタンドパイプ（受け口・差込式・呼称65） スタンドパイプ（差し口・ねじ式・呼称65）	
外部試験器	—	
特殊消防ポンプ自動車及び特殊消防自動車に係る特殊消火装置	別に定める評価細則による。	
消火設備用消火薬剤	強化液 第一種機械泡 第二種機械泡 第一種浸潤剤等入り水 第二種浸潤剤等入り水	

				第三種浸潤剤等入り水	
放火監視機器	放火監視センサー			紫外線式 (DC〇V、〇mA)、耐食型	
				赤外線式 (AC100V、〇mA)、ゆらぎ式	
				〇〇式 (DC〇V、〇mA)、屋外型	
		放火監視受信装置			AC100V、外部配線抵抗〇Ω
	補助装置				警報伝達補助装置 (DC〇V)、外部配線抵抗〇Ω
					警報補助装置 (DC〇V、〇mA)
					情報伝達補助装置 (DC〇V)、外部配線抵抗〇Ω
				電源装置 (AC〇V、〇A)、出力電圧DC〇V用	
可搬消防ポンプ積載車				—	
光警報装置				外部電源方式 (AC〇V、〇mA)、天井設置型 (高さ〇m、直径〇m)、無線式、同期機能付	
				電池方式 (DC〇V、〇mA)、壁面設置型 (高さ〇m、幅〇m)、防雨型	
				電池方式 (DC〇V、〇mA)、特定設置型 (〇〇〇m、〇〇〇m、〇〇〇m)	
	光警報制御装置			AC〇V、〇mA	
				DC〇V、〇mA、無線式、防雨型	
屋外警報装置				DC〇V、〇mA、無線式、中継機能付	
	屋外警報装置に接続する中継装置			AC〇V、〇mA、屋内型	
				DC〇V、〇mA、無線式、屋外型	
補助警報装置及び中継装置	補助警報装置 (音式 住警器用)			外部電源方式 (AC〇V、〇mA)	
				電池方式 (DC〇V、〇mA)、中継機能付	
	中継装置			AC〇V、〇mA	
				DC〇V、〇mA	
非常警報設備	非常及び自サイレ	単体型	起動装置	防雨型 (DC24V、1A)	
			表示灯	普通型 (DC24V、1A)	
			音響装置	防雨型 (DC24V、15mA)、公称音圧90dB	
		組込型	操作部	普通型、AC100V	
			複合装置	防雨型、AC100V	
			一体型	普通型、DC24V	

	放送設備	増幅器及び操作部	AC100V、最大360W
		増設用増幅器	AC100V、最大360W
		遠隔操作器	DC24V
		スピーカー	コーン型（1W・L級）、音響パワーレベル96dB
			ホーン型（3W・M級）
			複合型（1W・M級、3W・L級）
			コーン型（1W／3W・M級、5W・L級）
		非常電話	AC100V
通話装置	AC100V		
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の主要構成装置		別に定める評価細則による。	
地区音響装置		DC24V、15mA、公称音圧90dB	
		8Ω、2W、公称音圧92dB	
構成部品	音声切替装置	8Ω、2W	
総合操作盤		AC100V	
パッケージ型自動消火設備		I型、第一種浸潤剤等入り水○1（N <sub>2</sub> 加圧式、鉄製）	
		I型、強化液○1（蓄圧式、鉄製）	
		II型、第三種浸潤剤等入り水○1（N <sub>2</sub> 加圧式、鉄製）、外部電源方式（AC○V、○mA）	
		II型、第三種浸潤剤等入り水○1（蓄圧式、ステンレス製）、電池方式（DC○V、○mA）	
構成部品	その他の感知部		
	中継装置		直流○V、外部配線抵抗○Ω
	放出口		TPOMP a（呼称 3／4 B）
	検知式放出口		TPOMP a（呼称 3／4 B）
	放出導管		TPOMP a（呼称 3／4 B）
	消火薬剤貯蔵容器等		○1、TPOMP a
	選択弁等		TPOMP a（呼称 3／4 B）
	非常電源		4.5Ah／5HR
	消火薬剤		第一種浸潤剤等入り水
屋内	易操作性1号消火栓	壁面設置型ホースリール式 呼称30	



消火栓設備の屋内消火栓等		天井設置型折畳み等収納式 呼称 3 0	
	2号消火栓	壁面設置型ホースリール式 呼称 2 5	
		天井設置型折畳み等収納式 呼称 2 5 (補助散水栓併用)	
	広範囲型 2号消火栓	壁面設置型ホースリール式 呼称 2 5	
		天井設置型折畳み等収納式 呼称 2 5	
	補助散水栓	天井設置型ホースリール式 呼称 2 5	
		壁面設置型折畳み等収納式 呼称 2 5 (2号消火栓併用)	
	ノズル	管そう (受け口・ねじ式・呼称 5 0 ノズル結合部の呼称 4 0)	
		スムーズノズル (ノズル結合部の呼称 4 0)	
		噴霧ノズル (受け口・ねじ式・呼称 3 0)	
		2号用ノズル (受け口・ねじ式・呼称 2 5)	
		広範囲型 2号用ノズル (受け口・ねじ式・呼称 2 5)	
	消防用ホースと結合金具の装着部	別に定める評価細則による。	
	特定駐車場用泡消火設備	閉鎖型泡水溶液ヘッド	可溶片型C○又はF○、感知範囲 r ○. ○、呼称○ (標準 r ○. ○、上向き、発泡倍率 5 倍以上)
			可溶片型C○又はF○、感知範囲 r ○. ○、呼称○ (矩形 ○. ○×○. ○、上向き、発泡倍率 5 倍未満)
バルブ型C○又はF○、感知範囲 r ○. ○、呼称○ (標準 r ○. ○、下向き、発泡倍率 5 倍以上)			
開放型泡水溶液ヘッド		呼称○ (標準 r ○. ○、上向き、発泡倍率 5 倍以上)	
感知継手		可溶片型C○又はF○、感知範囲 r ○. ○、呼称○ (上向き)	
	バルブ型C○又はF○、感知範囲 r ○. ○、呼称○ (下向き)		
特定消防機器等	(別途締結した契約書による。)		

附表第3（第15条関係）（あ）（い）（う）（お）（き）

型式番号又は試験番号

種別		型式番号又は試験番号
動力消防ポンプ（＊）		P○○○○又はP○○○○○ ○○ （詳細は、評価細則に定めるところによる。）
消防用ホース（＊）		H○○○○○○○○○○
消防用吸管（＊）		S○○○○○○○○
消防用結合金具（＊）		C○○○○○○○○
エアゾール式簡易消火具（＊）		A○○○○○○○○○○
漏電火災警報器（＊）	変流器	Z○○○○○○○○
	受信機	E○○○○○○○○
音響装置		品評音第○○○○～○○号
予備電源		品評予第○○○○～○○号
消火器加圧用ガス容器		品評容第○○○○～○○号
蓄圧式消火器の指示圧力計		品評圧第○○○○～○○号
消火器の容器弁		品評弁第○○○○～○○号
消火器加圧用ガス容器の容器弁		
ホースレイヤー		品評ホ第○○○○～○○号
住宅用スプリンクラー設備		品評ス第○○○○～○○号
構 成 部 品	圧力水槽	品評パ第○○号
	貯水槽	
	ポンプ	
	自動弁	
	作動装置	
	圧力検知器	
	開放型スプリンクラーヘッド	
	配管、継手、バルブ等	
	受信装置	
	警報装置	

	消火性能を有する薬剤	
消防用積載はしご		品評は第〇〇〇〇～〇〇号
消防用接続器具		品評接第〇〇〇〇～〇〇号
外部試験器		品評外第〇〇〇〇～〇〇号
特殊消防ポンプ自動車及び特殊消防自動車に係る特殊消火装置		○T-15-1 ○L-30-2 (詳細は、評価細則に定めるところによる。)
消火設備用消火薬剤		品評剤第〇〇〇〇～〇〇号
放火	放火監視センサー	品評放第〇〇〇〇～〇〇号
監視	放火監視受信装置	
機器	補助装置	
可搬消防ポンプ積載車		〇〇C r 〇〇C r - II
光警報装置		品評光第〇〇〇〇～〇〇号
	光警報制御装置	品評光制第〇〇〇〇～〇〇号
屋外警報装置		品評屋警第〇〇〇〇～〇〇号
	屋外警報装置に接続する中継装置	品評屋中第〇〇〇〇～〇〇号
補助警報装置及び中継装置	補助警報装置	品評住補第〇〇〇〇～〇〇号
	中継装置	品評住中第〇〇〇〇～〇〇号
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	認評非第〇〇〇〇～〇〇号
	放送設備	認評放第〇〇〇〇～〇〇号
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の構成装置	放水部 (*)	S〇〇〇H〇〇〇
	感知部 (*)	S〇〇〇D〇〇〇
	制御部 (*)	S〇〇〇C〇〇〇
	受信部 (*)	S〇〇〇R〇〇〇
	手動操作部 (*)	S〇〇〇M〇〇〇
地区音響装置		認評音第〇〇〇〇～〇〇号
構成部品	音声切替装置	
総合操作盤		認評操第〇〇〇〇～〇〇号
パッケージ型自動消火設備		認評パ第〇〇〇〇～〇〇号

構 成 部 品	その他の感知部	認評パ第〇〇号
	中継装置	
	放出口	
	検知式放出口	
	放出導管	
	消火薬剤貯蔵容器等	
	選択弁等	
	非常電源	
	消火薬剤	
	屋内消火栓設備の 屋内消火栓等	
2号消火栓		
広範囲型2号消火栓		
補助散水栓		
ノズル		認評ノ第〇〇〇〇～〇〇号
消防用ホースと結合金具の装着部		認確装第〇〇〇号
特定駐車場用 泡消火設備	閉鎖型泡水溶液ヘッド	認評駐閉第〇〇〇〇～〇〇号
	開放型泡水溶液ヘッド	認評駐開第〇〇〇〇～〇〇号
	感知継手	認評駐継第〇〇〇〇～〇〇号
特定消防機器等		特評第〇〇〇号

備考 種別欄中（\*）が付されているものについては、試験番号であることを表す。

附表第4（第21条関係）（あ）（い）（う）（え）（お）（き）

1回の立会型式適合評価における最低受検個数

種別		1回の最低受検個数
動力消防ポンプ		1
消防用ホース		50本（呼称75以上のものにあつては、5本）
消防用吸管		50
消防用結合金具		50個（呼称75以上のものにあつては、5個）
エアゾール式簡易消火具		50
漏電火災警報器	変流器	30
	受信機	30（集合型受信機にあつては、30回線分の個数。この場合において、6個を下る場合は、6個とする。）
音響装置		50
予備電源		50
消火器加圧用ガス容器		50
蓄圧式消火器の指示圧力計		50
消火器の容器弁		50
消火器加圧用ガス容器の容器弁		
ホースレイヤー		1
住宅用スプリンクラー設備		2（構成部品にあつては、50）
消防用積載はしご		5（生産数量が少ないものは別に定める）
消防用接続器具		50
外部試験器		10
特殊消防ポンプ自動車及び特殊消防自動車に係る特殊消火装置		1
消火設備用消火薬剤		10,001
放火監視機器		10
可搬消防ポンプ積載車		1
光警報装置		50
	光警報制御装置	10
屋外警報装置		20

	屋外警報装置に接続する中継装置	10
補助警報装置及び中継装置	補助警報装置	50
	中継装置	50
非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン		5
非常警報設備の放送設備	増幅器及び操作部 増設用増幅器 遠隔操作器 非常電話 通話装置	1
	スピーカー	5
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の構成装置		1
地区音響装置		50
音声切替装置		10
総合操作盤		1
パッケージ型自動消火設備		I型にあつては2、II型にあつては10、構成部品にあつては50
屋内消火栓設備の屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	1
	2号消火栓	1
	広範囲型2号消火栓	1
	補助散水栓	1
	ノズル	50
	消防用ホースと結合金具の装着部	1
特定駐車場用泡消火設備	閉鎖型泡水溶液ヘッド	50
	開放型泡水溶液ヘッド	50
	感知継手	50
特定消防機器等		(別途締結した契約書による。)

附表第5（第30条関係）（あ）（い）（う）（お）（か）（き）（け）

合格の表示方法

種別	表示方法
動力消防ポンプ	合格の表示の様式を刻印（以下「刻印」という。）
消防用ホース	合格の表示の様式を刷り込み
消防用吸管	合格の表示の様式を型取りしたアルミ板による浮き出し
消防用結合金具	刻印又は合格の表示の様式をレーザーの照射により、製品本体に印刷（以下「レーザー印刷」という。）
エアゾール式簡易消火具	合格の表示の様式を印刷した証票を貼付（以下「貼付」という。）
漏電火災警報器	貼付
構成部品	合格の表示の様式を押印（以下「押印」という。）
音響装置	貼付
予備電源	貼付
消火器加圧用ガス容器	刻印（100cm <sup>3</sup> を超えるものにあつては押印又は刻印）
蓄圧式消火器の指示圧力計	貼付
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	刻印
ホースレイヤー	刻印
住宅用スプリンクラー設備	貼付
構成部品	押印又は刻印
消防用積載はしご	刻印
消防用接続器具	刻印又はレーザー印刷
外部試験器	貼付
特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置	刻印
消火設備用消火薬剤	貼付
放火監視機器	貼付
可搬消防ポンプ積載車	刻印
光警報装置	貼付
光警報制御装置	貼付

屋外警報装置		貼付
	屋外警報装置に接続する中継装置	貼付
補助警報装置 及び中継装置	補助警報装置	貼付
	中継装置	貼付
非常警報設備		貼付
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の構成装置		貼付
地区音響装置		貼付
	構成部品	貼付
総合操作盤		貼付
パッケージ型自動消火設備		貼付
	構成部品	貼付、押印又は刻印
屋内消火栓設備の屋内消火栓等		貼付、刻印又はレーザー印刷
特定駐車場用 泡消火設備	閉鎖型泡水溶液ヘッド	貼付
	開放型泡水溶液ヘッド	
	感知継手	
特定消防機器等		貼付、押印又は刻印

備考 合格の表示の大きさ等は、原則として、評価細則の規定によるものとする。



附表第6 合格の表示（第30条関係）（か）（く）



品質評価、特定機器評価及び確認評価の貼付による合格の表示



品質評価、特定機器評価及び確認評価の貼付、押印、  
浮き出し又は刻印による合格の表示



品質評価、特定機器評価及び確認評価の刻印、刷り込み又はレーザー印刷による合格の表示



認定評価の貼付による合格の表示



認定評価の貼付、押印又は刻印による合格の表示



認定評価の刻印又はレーザー印刷による合格の表示

総合評価依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

受託評価業務規程第6条に基づき、下記について総合評価を依頼します。

記

種 別	
型 式	
商 品 名	
評 価 依 頼 内 容	
防 砂 対 象 物 の 名 称	
備 考	

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

3 防火対象物ごとの評価を受ける場合には、防火対象物の名称を記載すること。

4 該当しない項目には「－」を記入すること。

別記様式第2号（第10条関係）

型式評価等の実施に関する契約書（例示）

日本消防検定協会理事長―――（以下「甲」という。）と―――（以下「乙」という。）は、次の条項によって、受託評価業務規程（以下「規程」という。）第10条第2項に基づき、型式評価及び型式適合評価（以下「型式評価等」という。）に関する契約を締結する。

第1条 乙は、総合評価の評価結果を受けた消防用機械器具等と同一の製品に、第5条に規定する表示を付して出荷しようとするときは、次に定めるところにより、甲が行う型式評価等を受けるものとする。

(1) 型式評価

ア 消防用機械器具等

- ① 種別
- ② 型式
- ③ 商品名

イ 総合評価の結果通知日

通知日 年 月 日（検虎第 号）

ウ 型式評価に必要な試験を実施する場所

日本消防検定協会（必要に応じて乙の希望する場所とする。）

エ 業務委託の有無

オ 型式評価（型式変更評価）の完了の時期

型式評価依頼受領後 月以内（型式変更評価依頼後 月以内）とする。

カ 試料数量

- ① 型式評価
- ② 型式変更評価
- ③ 更新

キ 手数料

- ① 型式評価手数料 円（消費税別）
- ② 型式変更評価手数料 円（消費税別）
- ③ 交通費 円（乙が希望する場所での受検に限る。）
- ④ その他 受託評価手数料規程に定める手数料の額

(2) 型式適合評価

ア 型式適合評価を実施する場所

イ 型式適合評価の完了の時期

型式適合評価受検希望日から10日以内

ウ 手数料

- ① 型式適合評価手数料 円（消費税別）
- ② 交通費 円

第2条 甲は、型式評価の結果が良好なときは、型式番号（試験番号を含む。）を付与し、当該型式番号及び次条第1項に定める有効期限を通知するものとする。

第3条 前条の型式番号は、当該通知を受けた日から5年の期間に限り有効なものとする。

2 乙は、前項の型式番号の有効期限を規程に定めるところにより更新することができるものとする。

第4条 甲は、乙の取得した型式評価結果及び型式適合評価の結果について、規程に定める要件に該当するときは、それぞれの結果を取り消すことができるものとする。

第5条 甲は、型式適合評価の結果が規程第7条に基づき通知した技術上の基準に適合するときは、規程第30条第1項に基づく合格の表示を付すものとする。

第6条 乙は、前条の表示が付される消防用機械器具等に係るものを除き、カタログ等に評価に適合しているかのような記載を行わないものとする。

第7条 甲は、天災その他やむを得ない事由が生じ型式評価等の業務を継続することが困難となったときは、この契約を解除することができるものとする。

第8条 甲及び乙は、双方互いに相手方がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

第9条 前2条の場合においては、甲はこの解約により乙に生じる一切の損害につき、その責を免れるものとし、型式評価等の準備を開始したとき以降においては、当該型式評価等に係る手数料は返還しないものとする。

第10条 甲は、「依頼品」に関係する工業所有権等に関しては、一切関知しないものとする。

第11条 この契約を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。

第12条 型式評価等に係る取り扱いについては、第1条から前条までに定めるほか、規程に定めるところによるものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都調布市深大寺東町4丁目35番地16  
日本消防検定協会  
理事長 印

乙  
印

備考1 この様式は、確認評価について準用すること。

2 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

## 総合変更評価依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

受託評価業務規程第11条に基づき、下記について総合変更評価を依頼します。

記

種 別	
型 式	
商 品 名	
変 更 内 容	
評価年月日及び番号	年 月 日（検虎第 号）
備 考	

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

3 変更内容欄には、変更しようとする評価又は技術上の基準との相違内容を記載すること。

4 該当しない項目には、「－」を記入すること。





別記様式第5号（第12条関係）

委託型式関係書類		
委託型式に関する事項	依頼者名	
	設計図	表示に関する事項を除き、受託型式番号のものと同じ
	明細書	受託型式番号のものと同じ
	工場設備概要調書	受託型式番号のものと同じ
	品質管理方法書	受託型式番号のものと同じ
	製造工程概要調書	受託型式番号のものと同じ
	社内検査体制等概要調書	受託型式番号のものと同じ
	苦情処理・事故報告管理方法書	添付書類による
	社内試験成績表	受託型式番号のものと同じ
	誓約書	添付書類による
受託型式に関する事項	依頼者名	
	種 別	
	型 式	
	型式番号	

備考1 設計図のうち表示に関する事項は、別途提出を要すること。

2 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。



## 工場設備概要調書（その2）

### 3 受検場所案内図

年 月 日

依頼者名	
受検場所の 住所・名称 電話番号	
案内図（利用交通機関名、その起終点等を明記のこと。）	

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

## 工場設備概要調書（その3）

### 4 受検場所

年 月 日 現在

工 場 配 置 概 要 図

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 別添図面とすることができる。

受 検 場 詳 細 図

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

## 製造工程概要調書

年 月 日

依頼者名	
種別及び型式	
受検場所	

工場名		所在地	
工程名	工程の概要		備考

添付書類 工程図等

工場名		所在地	
工程名	工程の概要		備考

添付書類 工程図等

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
- 2 備考欄には、既に協会が確認した工程にあつては当該確認を行った型式番号又は試験番号を記載すること。

社内検査体制等概要調書		
年 月 日		
依頼者名		
種別及び型式		
受検場所		
検査項目	工程名	製品検査の概要
型式適合評価 受検日に用意 する書類		

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
- 2 工程名欄には、製造工程概要調書に記載した工程名を記載すること。
- 3 製品検査の概要欄には、検査方法、記録方法、関連基準、検査責任部門名、判断基準（全数・抜取検査の別、ロットの定義、頻度、水準、A Q L 等）、見出す不適合の内容及び不適合製品の処置方法を記載すること。

## 誓約書（例）

私は、以下の事項を厳守することを、ここにお誓い致します。

- 1 消防法令その他の法令を遵守し、信義に反する行為をしないこと。
- 2 受託評価業務規程及び関連評価細則を遵守すること。
- 3 製品の製造上の欠陥により、当該製品の使用者等に損害を与えた際は、その賠償責任を負うこと。
- 4 製品の製造上の欠陥により事故、不具合又はそのおそれのあるものが発生等した場合は、同一製品の回収等の必要な処置を講じること。

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。



型式適合評価受検業務委託契約書（例）

委託者〇〇会社（以下「甲」という。）は、受託者〇〇会社（以下「乙」という。）の型式と同一型式の製品を受検する事について、乙に対して次により、その業務を委託する。

第1条 本契約に係る乙の型式は、次に掲げるものとする。

- (1) 種別
- (2) 型式
- (3) 型式番号

第2条 本契約に係る甲の製品は、すべて乙が製造したものである。

第3条 甲が乙に委託する受検業務の範囲は、当該製品の受検準備から受託評価業務規程第32条までに係る一切の業務とする。

- 2 甲及び乙は、本契約に係る甲及び乙の製品を同時に受検する場合、甲及び乙の当該製品について日本消防検定協会が行う一括抜き取り検査を受けるものとする。
- 3 甲及び乙は、乙が甲以外の者と第1条の型式について型式適合評価受検業務委託契約を行った場合、甲以外の者の当該製品を含めて行う前項の一括抜き取り検査を受けることができるものとする。

第4条 甲及び乙が有する同一型式について日本消防検定協会に軽微変更届の提出を行う必要が生じた場合は、双方協議のうえ、提出を行うものとする。

第5条 本契約に係る事項について疑義が生じた場合は、双方協議して決定するものとする。

第6条 本契約の有効期間は、双方が別に定める有効期間とする。ただし、本契約事項に変更を生じたために有効期間を変更しなければならないときは、双方協議して決定するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住所  
名称及び代表者氏名

乙 住所  
名称及び代表者氏名

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

初回調査期限延期届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

電話番号

1 種 別

2 型 式

3 依 頼 受 付 年 月 日 (第 号)

4 通知された期限 年 月 日

上記について 年 月 日まで、下記の理由により初回調査期限  
の延期をお願いします。

記

(理由)

## 更新依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

受託評価業務規程第16条に基づき、下記について型式評価の更新を依頼します。

記

種 別	
型 式	
型 式 番 号	
有 効 期 限 の 終 期 日	年 月 日

備考1 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあつては、代理人の住所及び氏名（法人にあつては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

変更一覧表		
型式評価に係る変更の有無に関する事項	変更の有無	有 ・ 無
	変更内容等	(      年      月      日確認 (提出) 添付資料○)
	型式適合評価方式	
	最近の実態調査日	年      月      日
	合格の表示	
委託を受ける型式に関する事項	委託の有無	有 ・ 無
	依頼者の氏名	
	種                      別	
	型   式   番   号	

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

2 最近の実態調査日とは、有効期限末日の1年前の日から有効期限末日までの間に実施した場合の実態調査日を記入すること。

## 型式評価取消届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

受託評価業務規程第 1 7 条に基づき、下記の型式の取り消しをお願いいたします。

記

種 別	
型 式	
型 式 番 号	
理 由	
備 考	

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。



〇〇月中型式適合評価受検日希望表

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

担当者

受検場所

電話番号

受検日	型式番号	種別	型式	受検数量		備考
日						
日						
日						
日						
日						

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 受検数量欄には、前回の依頼残について当日受検しようとする場合は、当該数量を記入して、その旨を備考欄に記入すること。

3 F A Xで行う場合は、電話により着信の確認を行うこと。

## 型式適合評価依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所  
氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

受託評価業務規程第 21 条第 1 項の規程により、下記について型式適合評価を依頼します。

記

種 別 ・ 型 式			
依 頼 数 量			
希 望 年 月 日			
受 検 場 所			
型式適合評価方式	立会型式適合評価 ・ 工場審査型式適合評価		
合 格 の 表 示	貼付 ・ 刻印 ・ 押印 （                      ） 合格証票特例		
手 数 料	単 価		小 計
	※受託試験料		消 費 税
	※ そ の 他		合 計
備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
- 2 代理人が当該依頼を行う場合にあつては、代理人の住所及び氏名（法人にあつては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
- 3 型式適合評価方式欄は、通知された方式を記入すること。
- 4 合格の表示欄は、表示方法を○で囲むこと。
- 5 第 30 条第 2 項ただし書の規定による表示を行う場合は、その表示方法を合格の表示欄中の（ ）内に記載すること。
- 6 合格証票類取扱特例規程に適合していると認められている場合は、合格証票特例を○で囲むこと。
- 7 同一種別であっても抜取り（一括）ロットが異なる場合は、依頼書を別葉にて依頼すること。
- 8 ※印の欄は、協会から指定された依頼者のみが記入すること。



No.

立会  工場審査  貼付  刻印・押印

型式適合評価(確認試験)依頼整理表・受検成績履歴表

協会職員	型式適合評価依頼者又は立会責任者

種 別		受 検 場 所				ロット番号				ロットの 大きさ	備 考	
依頼者名	依頼年月日 受付番号	依頼数	受検済数	型式番号等 又は届出番号	受検数	受検品製造番号	合格数	不合格数	保留数	依頼残数	依頼残数の 処理	備 考
				~ ~		~					月 日 合、不 個	
				~ ~		~						
				~ ~		~						
				~ ~		~						
				~ ~		~						
				~ ~		~						
合 計											<input type="checkbox"/> 保留 年 月 日 <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 個	
抜 取 検 査	検査のきびしさ	検査 区分	欠点の階級	試料の 大きさ	Ac	Re	不良品 の数	切替え スコア	備 考			
	<input type="checkbox"/> 高水準品質Ⅱ <input type="checkbox"/> 高水準品質Ⅰ <input type="checkbox"/> 標準品質 <input type="checkbox"/> 品質水準強化Ⅰ <input type="checkbox"/> 品質水準強化Ⅱ	通常	致命欠点	全試料	0	1			<input type="checkbox"/> 社内検査等の結果の確認			
			第1欠点									
			第2欠点									
		少数	第3欠点									
			第1欠点									
			第2欠点									
第3欠点												

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。  
 2 欄の段数及び抜取検査欄は、必要に応じて変えること。

No.

協会職員	型式適合評価依頼者又は立会責任者

型式適合評価(確認試験)依頼整理表・受検成績履歴表

種 別		受 検 場 所				ロット番号				ロットの大きさ		
依頼者名	依頼年月日 受付番号	依頼数	受検済数	型式番号等 又は届出番号	受検数	受検品製造番号	合格数	不合格数	保留数	依頼残数	依頼残数の処理	備 考
				～ ～		～					月 日 合、不 個	
				～ ～		～						
				～ ～		～						
				～ ～		～						
				～ ～		～						
				～ ～		～						
合 計											<input type="checkbox"/> 保留 年 月 日 <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 個	
全 数 検 査	特殊消火装置 の種類	ポンプ番号	機関番号	欠点数	試 験 結 果	省 略 状 況				補 助 有 無	備 考 又 は 欠 点 内 容	
						送水	自衛	発泡	放水			
連続放水運転条件		<input type="checkbox"/> 通常運転 <input type="checkbox"/> 省略運転 <input type="checkbox"/> 追加運転			適合数の累計		<input type="checkbox"/> 社内検査等の結果の確認					

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。  
 2 欄の段数及び抜取検査欄は、必要に応じて変えること。

不合格改善方法書		
年 月 日 受検場所責任者 検査立会責任者		
依頼者名 及び受検場所		
種別・型式		
型式番号		
型式適合評価年月日等	年 月 日	
型式適合評価で合格となつた欠点内容等	検査項目等	検査項目
	欠点内容	
	発生原因	
発生原因の調査結果	調査内容	
	調査日時	月 日 時から 月 日 時まで
	調査結果	
不良事項に対する改良処置		
不合格となった受検品への処置方法		
再発防止対策		

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 調査内容欄には、調査のために実施した試験、検証等の内容を記載すること。



<h2 style="margin: 0;">不合格改善方法書</h2>		
年    月    日		
受検場所責任者 検査立会責任者		
依頼者名 及び受検場所		
種別・型式		
型式番号		
型式適合評価年月日等	年    月    日・受検数量                      個	
型式適合 評価で 不合格 となった 欠点内 容等	検査項目等      検査項目                      ・検査のきびしさ	
	欠点個数等      欠点個数                      個・抜取個数                      個	
	欠点内容	
	発生原因	
発生原因の 調査結果	調査内容	
	調査日時	月    日    時から    月    日    時まで
	調査結果	
不良事項に対する 改良処置		
不合格となったロ ットへの処置方法 及びその個数		
再発防止対策		

備考 1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 調査内容欄には、原因を特定するために実施した試験、検証等の調査内容を記載すること。

〇〇〇〇に係る確認評価に関する契約書 (例)

収入印紙

日本消防検定協会 理事長 〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、日本消防検定協会が定める受託評価業務規程 (以下「規程」という。)第 3 3 条に基づき、次の条項によって確認評価の実施に関する契約を締結する。

第 1 条 甲は、乙の依頼によって、次の確認評価を実施する。

- (1) 確認評価の項目  
〇〇〇〇に係る確認評価
- (2) 確認評価の内容  
〇〇〇〇が、当該受託評価業務規程に定める技術上の基準に適合しているかどうかについて
- (3) 確認評価実施の場所
- (4) 確認評価実施の期間  
当該確認評価依頼希望日から 1 月以内に完了するものとする。

第 2 条 確認評価に関する事務の取り扱いについては、〇〇〇〇に係る評価細則によるものとする。

第 3 条 確認評価の範囲及び方法は、〇〇〇〇に係る評価細則に基づいて行うものとする。

第 4 条 甲は、〇〇〇〇に係る確認評価が完了し、当該受託評価業務規程に定める技術上の基準に適合する場合、確認番号を付与し、その旨の表示をするものとする。

第 5 条 確認評価の手数料は、次によるものとする。  
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 円

第 6 条 甲は、確認評価の準備を開始したとき以降において、納入した手数料を返還しない。

第 7 条 甲は、天災その他やむを得ない事由が生じ、確認評価の継続が困難になった場合、この契約を解除することができる。

第 8 条 甲及び乙は、双方に相手方がこの契約書の条項に違反した場合、契約を解除することができる。

第 9 条 本契約の有効期間は、契約の日から 3 年間とする。

第 1 0 条 この契約を変更する必要がある場合、甲及び乙協議のうえ変更するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都調布市深大寺東町 4 丁目 3 5 番地 1 6  
日本消防検定協会  
理 事 長 〇〇〇〇 印

乙 〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

備考 この用紙の大きさは、J I S A 3 の二つ折又は J I S A 4 とする。

受検場所変更届  
(移転・増設・廃止)

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

電話番号

- 1 種 別 ] (2以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とす  
2 型 式 ] るか又は「従来受検していたすべての型式」とし、いずれの場合  
3 型式番号 ] も型式番号は、○第○号ほか○件と略記することができる。)

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

添付書類

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

検査設備変更届  
(改良・取替・増設)

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

電話番号

- 1 種 別 ] (2以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とする  
2 型 式 ] こと。なお、当該検査設備がすべての当該型式に併用できるときは、当該型式は、省略することができる。)

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

添付書類

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。



## 品質管理方法変更届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

電話番号

- 1 種 別 ] (2以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とす  
2 型 式 ] ること。なお、当該品質管理方法がすべての当該型式に併用でき  
るときは、当該型式は、省略することができる。)

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

添付書類

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

製造工程・社内検査体制等変更届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

- 1 種 別 ] (2以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とする  
2 型 式 ] こと。なお、当該製造工程・社内検査体制等がすべての当該型  
式に併用できるときは、当該型式は、省略することができる。)

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

添付書類

備考 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。

## 苦情処理・事故報告管理方法変更届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

電話番号

- 1 種 別 } (2 以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とす  
2 型 式 } ること。なお、当該苦情処理・事故報告管理方法がすべての当該  
型式に併用できるときは、当該型式は省略することができる。)

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日	年 月 日	

添付書類

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

## 軽微変更届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者名  
受検場所責任者  
設計責任者  
電話番号

1 種 別  
2 型 式  
3 型式番号 第 号

（2以上の型式番号について届出の場合、  
適切な一括表とすることができる。）

上記について、軽微変更を下記のとおりお届けします。  
製品も引き続き製造します。  
なお、軽微変更後は、従来の型式による製品は、 年 月 日から製造しません。

添付：設計図等 部

記

軽微変更事項	明細		理由
	旧	新	

注 適用日 年 月 日

協会審査結果欄	
<input type="checkbox"/> 承認する	年 月 日
<input type="checkbox"/> 承認しない	

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。
- 2 1項から3項までの（ ）内による場合、この届出書については当該型式番号の合計数に相当した件数とし、添付設計図等については1件として提出することができる。この場合において設計図等添付の届出書をファイルしようとする当該型式番号をファイル型式番号として注記すること。



別記様式第30号 (第38条関係) (あ) (い)

振込票	
金額	円
被振込銀行	銀行 支店
被振込先	日本消防検定協会
住所	
氏名	
取扱銀行名	
※ (1) 手数料 (手数料の総計)	円
※ (2) 消費税	円
※ (3) 合計 ((1)+(2))	円

(振込人譲) (依頼書添付の分)

振込領収証	
※	
金額	
被振込銀行	
被振込先	
上記金額正に受け取りました	
平成 年 月 日	
銀行 店	

(振込人譲)

日本消防検定協会は、別に振込領収証を発行致しませんので本振込票は大切に保存してください。

振込通知書 (受託事業収入)	
金額	円
被振込銀行	銀行 支店
被振込先	日本消防検定協会
住所	
氏名	
手数料内訳 (該当文字を丸枠で囲むこと)	
受託評価	件
受託試験	件
その他 ( )	件

(指定銀行送付分)

振込金依頼書	
銀行 店御中	
金額	円
現金	円
内訳	円
当手	円
他手	円
被振込銀行	銀行 支店
被振込先	日本消防検定協会
住所	
氏名	
収納印 又は 振替印	取扱銀行 領収印

(取扱店保存)

検印  
主任印  
記帳  
取扱者  
収納表

**(注意)**  
 (1) この用紙は、受託評価、受託試験等に利用してください。  
 (2) この用紙をご利用になり下記銀行の本支店にて振込になれば振込手数料は不要です。  
 (3) ※印の箇所にご記入の上振込金を添えて銀行へ差し出して下さい。  
 (4) 振込者は、銀行窓口で領収証と共に振込票を必ずお受取りください。  
 この振込票は、日本消防検定協会への受託評価、受託試験等の依頼書に必ず添付してください。

**指定銀行名**  
 三菱東京UFJ銀行 吉祥寺支店 普通 0064786  
 三菱東京UFJ銀行 吉祥寺駅前支店 普通 0300931  
 みずほ銀行 三鷹支店 普通 1227928  
 三井住友銀行 三鷹支店 普通 0370225  
 リソナ銀行 吉祥寺支店 普通 0120601

## 事故等報告書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記事項について、不具合、事故等が発生しましたので、受託評価業務規程第40条の規定に基づき報告します。

記

1 種 別

2 型 式

3 型 式 番 号

4 数 量

5 事故等の概要（詳細は、別添のとおり）

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあつては、代理人の住所及び氏名（法人にあつては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

## 取下届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料 円は、  
銀行 支店（普通預金・当座預金口座、口座番号 名義  
）振込みにより還付してください。

### 記

- 1 区 分 （型式評価・型式変更評価・更新・  
立会型式適合評価・工場審査型式適合評価）
- 2 依頼書受付 年 月 日（第 号）
- 3 種 別
- 4 型 式
- 5 型式番号（型式変更評価、更新又は型式適合評価の場合に限る。）
- 6 取下数量（型式適合評価の場合に限る。記入方法は、○個中○個とする。）
- 7 取下理由

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。



取下届  
（振替依頼用）

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料 円は、  
下記のとおり振替依頼に充当してください。

記

1 区 分 （型式評価・型式変更評価・更新・立会型式適合評価）

2 依頼書受付 年 月 日（第 号）

3 種 別

4 型 式 を に振り替え

5 型 式 番 号 号を 号に振り替え

6 取下（振替）数量 （型式適合評価の場合に限る。）

7 取下（振替）理由

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

## 委任（変更委任）状

年 月 日

（住 所）

（氏 名）（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

は、

（住 所）

（氏 名）（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

- 1 依頼項目 （型式評価に係る依頼、型式変更評価に係る依頼、更新に係る依頼、型式適合評価に係る依頼、苦情処理・事故報告管理方法書に係る依頼）
- 2 依頼細目

受検場所の住所及び名称	当該受検場所で受検する種別

- 3 変更理由

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
- 2 代理人を法人内部の者とする場合は、代理人の役職を記載すること。
  - 3 該当する依頼項目を○で囲むこと。
  - 4 依頼細目は、限定した受検場所又は種別のみの委任を行う場合に記載すること。

氏名等（名称、代表者の氏名、住所）変更届出書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記のとおり氏名（名称、代表者の氏名、住所）を変更したので届出ます。

記

旧

新

添付資料

部

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあつては、代理人の住所及び氏名（法人にあつては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

## 過誤納金還付届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記の依頼に伴い 年 月 日に 銀行 支店から振り込みました  
手数料 円は、過誤納でしたので、過誤納金 円を 銀行  
支店（普通預金・当座預金口座、口座番号 名義 ）  
振り込みにより還付してください。

記

- 1 区分 （型式評価・型式変更評価・更新・型式適合評価）
- 2 依頼書受付 年 月 日（第 号）
- 3 種 別
- 4 型 式
- 5 型式番号 （型式変更評価又は型式適合評価の場合に限る。）
- 6 数 量 （型式適合評価の場合に限る。）

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 この様式は、協会に依頼を行った場合に用いること。

過誤納金還付届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日に 銀行 支店から別添の振込票のとおり振り込み  
ました 円は、過誤納でしたので、下記により還付してください。

記

1 取引銀行 銀行 支店

2 口 座 普通預金・当座預金口座、口座番号 、名義

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 この様式は、協会に依頼を行っていない場合に用いること。

3 振込票を添付すること。

受託評価の表記に関する届出

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記のとおり、製品カタログ等に受託評価された旨の表記を行うので届出ます。

記

種 別	
型 式 番 号 等	（2以上の型式番号等について届出の場合は、適切な一括表とすることができる。）
表 記 対 象 （添付書類）	<input type="checkbox"/> 製品カタログ(案) <input type="checkbox"/> ホームページ(案) <input type="checkbox"/> 取扱説明書(案) <input type="checkbox"/> 梱包箱(案) <input type="checkbox"/> その他（ ）(案)
実 施 希 望 日	年 月 日

協会確認結果欄	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない （理 由）
協 会 確 認 日	年 月 日

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

外国における型式適合評価等の実施に係る契約書（例）

収入印紙

日本消防検定協会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、外国における試験、調査、型式適合評価等の実施に係る旅費その他必要な事項に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が定める受託評価業務規程（以下「業務規程」という。）第50条（及び合格証票類取扱特例規程第3条第2項）の規定に基づき、本邦の地域内の場所以外の場所で行う型式評価、初回調査、検査設備等の調査及び型式適合評価（並びに合格証票に係る調査）（以下「評価等」という。）に係る旅費、その他必要な事項を定める。

（契約の対象となる種別及び型式）

第2条 本契約の対象となる製品の種別及び型式は、次に掲げるものとする。

(1) 種 別：〇〇〇〇

(2) 型 式：別紙による

※ なお、別紙の型式等の変更等がある場合は、第7条第2項に基づく甲の通知までに行うこと。

2 本契約の対象とする前項に定める製品は、本邦への輸出を目的としたものに限る。

（評価等を行う場所）

第3条 本契約の対象となる評価等を実施する場所は、次の住所に定める事業所等とする。

(1) 住 所

〇〇〇〇

(2) 法人名

〇〇〇〇

（評価等実施の保証）

第4条 乙は、前条に定める実施場所において、甲職員による各号に掲げる行為（以下「評価等の行為」と総称する。）が適正に実施できることを保証する。

(1) 第1条に定める評価等

(2) 業務規程、評価細則等で定める評価等

(3) 検査設備、製造工程及び社内検査体制等の調査（並びに合格証票類に係る調査）行為

2 乙は、前条で定める実施場所における甲職員による評価等の行為が、〇〇〇〇国の法令又はその他の規制に抵触しないものであることを確認及び保証する。また、本契約の締結後、同国において規制内容に変更があり、評価等の行為の実施が不可能となった場合、評価等の行為は中止する。

3 乙は、前項の確認結果を甲に対して、乙の記名押印ある書面で、遅くとも本契約による第1回目の評価等実施日の1か月前までに提出しなければならない。

4 乙は、甲職員が本邦出国後に最初に入国する国の入国手続時（甲が認めた場合は入国した空港の集合場所）から、甲職員が日本に向けて出国する空港出発までの間、甲職員と同行するとともに、甲職員の安全を保証する。

5 乙は、実施場所の所在する国の官公署その他の規制、指示、要望により、甲職員の行動制限や携行物等への一定の措置を求められた場合、乙において代行、代替するなど最大限の協力をを行い、甲職員に迷惑をかけるはならない。

（評価等で使用する言語）

第5条 評価等で使用する言語は、日本語とする。

2 評価等を実施するにあたり日本語通訳を必要とする場合、当該通訳の確保作業、費用、その他生じる全ての負担は、乙が負うものとする。

- 3 前項の日本語通訳は、評価等の行為における技術的なやりとりについても適切な通訳をなす者でなければならない。

(評価等に係る責任者の選任)

- 第6条 乙は、第2条で定める〇〇〇〇の評価等において必要な知識を有し、かつ、技術的対応、品質管理に責任を有する者(以下「評価等の責任者」という。)を選任し、本契約締結後速やかに甲に書面で通知しなければならない。
- 2 評価等の責任者は乙の役員または従業員でなければならない。
- 3 乙は、評価等の開始から終了に至るまで、評価等の責任者を立ち合わせなければならない。
- 4 乙は、評価等の責任者を変更する場合、甲に対して速やかにその旨を書面で通知しなければならない。
- 5 乙は、甲職員が、評価等の行為の実施前後を問わず、必要に応じて評価等の責任者と連絡が取れるように連絡体制について事前に整備し、書面で通知しなければならない。

(評価等の実施計画)

- 第7条 乙は、評価等の行為が滞りなく終了するよう時間に十分な余裕を持って日程を計画し、当該計画を遅くとも評価等実施日の45日前までに甲に申し出なければならない。
- なお、1日の評価等実施時間は、現地時刻の午前9時から午後5時(途中1時間の昼食休憩を含む。)までとする。
- 2 甲は、乙より前項の申出があった場合、当該計画の安全性、妥当性等を考慮した上で、評価等を実施する期間(以下「実施期間」という。)を決定し、派遣する甲職員、人数等の必要な情報を乙に通知する。また、変更があった場合も同じとする。
- 3 甲は、第1項により申出た計画について安全性、妥当性の確保が難しいと判断した場合、乙の申出を断ることができる。
- 4 甲が、1回の評価等の実施につき派遣する甲職員の数は、原則として2人とする。ただし、評価等の内容により甲が必要と認める場合には、乙と協議の上、派遣する甲職員を増員することができる。

(評価等の保留)

- 第8条 甲は、実施期間内で評価等を終了することが困難と判断した場合、原則として型式適合評価の判定は業務規程第29条を準用し、保留の扱いとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙の申出により、甲が実施期間の延長が可能であると認めた場合には、当該期間を延長することができる。
- 3 乙は、第1項で保留とした製品のロットについて、改めて受検することができる。ただし、保留となった日から6か月以内に受検をしない場合、甲は、保留となったロットの判定を不合格とする。
- 4 前項の再受検のための費用は、すべて乙の負担とする。その他、再受検の実施に伴う準備、保証、費用負担は、初回の受検について本契約書が定めるとおりとする。

(費用の負担及び宿泊施設等の手配)

- 第9条 乙は、甲が定める試験及び型式適合評価の手数料とは別に、次の各号に定める費用(以下「負担額」という。)について、第7条第2項の規定に基づき派遣される甲職員分を負担するものとする。
- (1) 第3条に規定する実施場所への派遣で、甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇〇円とする。また、前条第2項の規定により実施期間を延長する場合には、1日につき甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇円を加算した額とする。
- (2) 航空賃は、原則として日系航空会社が定める直行便の正規運賃とする。ただし、やむを得ず、日系航空会社以外の航空会社を選定・選択する場合、事前に甲と協議の上、使用する航空会社を決定するものとする。
- (3) 船賃、鉄道賃、車賃等は、いずれも安全確保可能であり、移動時間及び移動距離の点で最も利便性が高いと考えられるルートの正規運賃とする。この場合において乙は、当該ルートが複数あるとき、甲と協議の上決定するものとする。



(4) 出入国税、空港施設使用料、税関審査料、査証費用、燃油サーチャージ及びその他支払いが義務付けられている費用並びに身体検査費用、ワクチン接種費用、行動履歴記録アプリケーションソフト使用のための費用及びその他出入国のために必要であると合理的に考えられる費用。

- 2 甲は、前項各号に掲げる費用のうち第2号及び第3号に規定する費用について、乙から領収書及び航空券の半券の提示を求められた場合、これに応じるものとする。
- 3 第1項各号に掲げる費用のうち第2号及び第3号に規定する費用を航空券、乗車券、特急券等（以下「航空券等」という。）により甲に直接支給する方法を用いる場合にあっては、航空券においては日系航空会社の直行便、その他についてはいずれも安全確保可能であり、移動時間及び移動距離の点で最も利便性が高いと考えられるルートを原則とし、事前に甲と協議の上、決定すること。この場合において、第7条第2項に規定する変更が生じた場合又は実施期間中に交通機関等の運行中止等の交通障害が発生した場合、乙は、航空券等の変更の手続の全てを請け負い、かつ、変更に伴う追加費用の負担が生じたときは、乙がこの全てを負担しなければならない。
- 4 乙は、前条第2項に規定する実施期間の延長が行われた場合、当該評価等終了後、追加の負担額として、1日につき甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇〇円を負担しなければならない。ただし、実施期間の延長の理由が、交通機関等の運行中止等の交通障害に限り、追加の負担額を1日につき甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇〇円とする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる甲の宿泊施設を手配すること。この場合において、乙は宿泊施設を手配する前に、甲に対し宿泊施設の概要を通知し、宿泊施設及び宿泊場所について協議しなければならない。
  - (1) 甲職員1人につき、1部屋とすること。
  - (2) 原則として乙が宿泊する施設と甲が宿泊する施設は、同一の施設とすること。ただし、甲が認める場合に限り近隣の場所とすることができる。

#### （支払い方法）

- 第10条 乙は、業務規程に規定する型式適合評価手数料を振り込むほか、前条第1項に規定する負担額を評価等実施日の10日前までに甲の指定する銀行に振り込む方法により支払う。
- 2 乙は、前条第3項及び第4項に規定する追加の負担額を支払う必要がある場合、評価等実施日から30日以内に甲の指定する銀行に振り込む方法により支払う。
  - 3 甲が前条第3項の規定を適用すると認めた場合、乙は、航空券等を遅くとも甲職員出国日の10日前までに甲に到達させなければならない。ただし、第7条第2項に規定する変更が生じた場合は、この限りでない。

#### （評価等の中止等）

- 第11条 甲は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、航空会社・宿泊施設等の業務停止、その他やむを得ない事由が生じ評価等の実施が困難となった場合においては、これらの事由が解消するまでの間、評価等を中止することができる。
- 2 甲は、外務省が公表する海外安全情報において、安全対策の目安（カテゴリー）がレベル1以上の情報が公表されている場合又は入国しようとする国において入国制限措置若しくは入国後の行動制限措置を行っている場合、当該情報、措置が解除されるまでの間、評価等を中止することができる。ただし、海外安全情報のうち、危険情報の安全対策の目安がレベル1に該当する場合に限り、宿泊施設、実施場所、その他甲職員の安全が保障されると甲が認めるときは、この限りでない。
  - 3 甲は、前条第1項の支払い又は第3項の航空券等の到達がない場合、評価等を中止することができる。
  - 4 甲は、乙において第4条から第6条まで及び第9条の規定に反する行為があったと認めるとき、公正な評価をなしえない状況が生じたとき、又は評価等実施期間中に本邦において、入国制限措置若しくは入国後の行動制限措置を発動する旨の公表が外務省より行われたとき、甲は評価等の責任者に対し必要な説明を行った上で、評価等を即時中止するとともに、予定していた実施期間を切上げるものとする。
  - 5 第7条第2項に基づき通知した甲職員が事故、病気等で評価等が実施できない事態が生じるなど、甲の責に帰すべき事由により評価等を中止する場合、甲は評価等の再度の実施について乙と協議するものとする。

6 乙が、評価等の中止を希望する場合、甲に対し中止する理由を説明した上で評価等を中止することができる。

(免責、納入した負担額の返還等)

第12条 甲は、第4条第2項の規定により評価等を中止した場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額のうち、航空賃、宿泊料等のキャンセル料を控除した残額を乙に返還する。ただし、甲職員が、本契約に基づき、本邦を出国した後に、中止が決定したときは、甲は負担額を返還しない。

2 甲は、第8条第1項の規定により評価等を保留とした場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額は返還しない。

3 甲は、前条第1項から第3項までの規定により評価等を中止した場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額のうち、運賃、宿泊料等のキャンセル料を控除した残額を乙に返還する。ただし、甲職員が、本契約に基づき、本邦を出国した後に、中止が決定したときは、甲は負担額を返還しない。

4 甲は、前条第4項の規定により評価等を中止した場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額を返還しない。ただし、入国制限措置又は入国後の行動制限措置が発動された場合に限り、負担額又は追加の負担額の取扱いについて甲及び乙で協議する。

5 前条第5項の規定により評価等を中止した場合、乙は、甲に対し第9条第1項に規定する負担額の全額並びに第7条第2項に規定する実施期間に甲と同行する乙従業員に係る交通費及び宿泊費に限り請求することができる。ただし、第9条第2項の規定により支給された航空券等が同条第1項第2号及び第3号に規定する正規運賃で購入したもので無い場合、甲は支給された航空券等に係る一切の損害につき、その責を免れる。

6 甲は、前条第6項の規定により評価等を中止した場合、甲に生じる損害を乙に請求することができる。また、乙が甲に対し納入した負担額のうち、運賃、宿泊料等のキャンセル料を控除した残額を乙に返還する。ただし、甲職員が、本契約に基づき、本邦を出国した後に、中止が決定したときは、甲は負担額を返還しない。

(損害の賠償)

第13条 乙が業務規程、その他関連規程又は本契約の条項を守らなかったことにより、甲が損害を被った場合は、甲は乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(譲渡禁止)

第14条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならない。

(契約の有効期間及び再契約の申出)

第15条 本契約は、契約締結日から2年を経過する迄の間効力を有するものとする。

2 乙が本契約の有効期間経過後、引き続き外国における評価等の実施にかかる契約を再度締結することを希望する場合は、乙は本契約締結日から2年を経過する2か月前までに文書(正副各1部)で甲に申し出るものとする。

なお、乙が文書を提出する際には、第4条第2項の規定による確認結果を添付するものとする。

3 甲は、日本国又は〇〇〇〇国及び〇〇市における法令又はその他の規則等の変更により、今後も継続して評価等を実施することが困難と判断されるときは、再契約を受諾しないものとする。

(契約の解除)

第16条 乙において本契約条項の一つにでも違反(保証した内容についての相違、違反も含む)したときは、甲はなんらの催告の手續を要せず本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他の手續を要することなく直ちに、本契約を解除することができる。

(1) 乙の資産につき、仮差押、仮処分、差押、保全差押、滞納処分又はこれに類する法的手続(本邦以外における同様の手續を含む。)が開始されたとき。

- (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
- (3) 自らの申立てであるか第三者による申立てであるかを問わず、破産、民事再生、会社更生、特別清算の各手続開始の申立てがあったとき、特定調停の申立てがあったとき、その他これに類する法的手続（本邦以外における同様の手続を含む。）の開始申立があったとき。
- (4) 事業を廃止し若しくは所轄政府機関等から営業の許可取り消し、業務停止等の処分を受けたとき、又は解散の決議を行い若しくは裁判所の解散命令を受けたとき。
- (5) 事前の書面による承諾なく合併、会社分割、事業譲渡その他会社の組織又は事業に重大な影響を及ぼす行為を行ったとき。
- (6) 本店又は代表者が連絡不能になったとき。
- (7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
- (8) 乙の責に帰する事由により本契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (9) 甲が行う評価等の行為に際し、乙、乙の使用人、代理人、乙が委託した第三者等がその作業を妨げ、又は詐欺その他不正行為に及んだと認められるとき。
- (10) その他、前各号に準じる事由が生じたとき。

（反社会的勢力の排除）

第17条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずるものをいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 甲は、乙が次のいずれかに該当した場合には、乙に対し何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
- (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は甲に対して、甲の被った損害を賠償する。

4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

（契約条項の変更）

第18条 この契約条項の変更は、甲及び乙の記名押印ある書面によってのみなされるものとする。

（準拠法）

第19条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。ただし法の抵触のルールは適用しない。

（疑義の解釈）

第20条 この契約に定めない事項その他この契約に関し生じた疑義については、甲及び乙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

（合意管轄）

第21条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む）は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

前記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都調布市深大寺東町4丁目35番地16  
日本消防検定協会  
理事長 ○○○○ 印

乙 ○○○○○  
○○○○株式会社  
代表取締役 ○○○○ 印

## 事前審査依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

受託評価業務規程第50条第3項に基づき、下記について事前審査を依頼します。

記

1 検査設備等（種別： ）

2 品質管理方法

3 その他

〔 〕

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあつては、代理人の住所及び氏名（法人にあつては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

3 事前審査依頼にあつては、該当する番号について○で囲み、評価細則に規定する検査設備に係る該当書類を添付すること。